

「法科大学院共通到達度確認試験（仮称）の試行に関する調査研究」報告書

第1部 共通到達度確認試験（仮称）の試行試験の実施について

I. はじめに

平成 25 年 7 月の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、「文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、『共通到達度確認試験（仮称）』の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2 年以内に検討を行う」とこととされた。これを受け、同年 11 月 22 日の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会・共通到達度確認試験等に関する検討ワーキンググループにおいて、共通到達度確認試験（仮称）の目的、内容、実施方法等の基本設計が示されたところであり、上記ワーキンググループの調査検討経過報告においては、共通到達度確認試験の実施目的として、①法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修や進級判定等に活用すること、②学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することが掲げられている。

これを受け、東京大学・京都大学・一橋大学の 3 大学が、文部科学省から委託を受け、法科大学院 1 年次在籍学生（未修コース）を対象として、憲法、民法、刑法の 3 科目について、共通到達度確認試験の試行試験を実施し、その実施体制や試験問題の内容や難易度、さらに試験結果を学習指導等に活用する方法などについて検証を行った。

本報告書はその実施にかかる課題および試験結果に関する検証・分析を取りまとめるものである。

II. 試行試験の概要について

1. 実施体制について

本事業は、東京大学大学院法学政治学研究科が受託した上で、京都大学大学院法学研究科、一橋大学大学院法学研究科に業務内容の一部を再委託して実施された。本年度の試行試験の実施については、受託先である東京大学大学院法学政治学研究科が全体を統括することとなった。また、憲法、民法、刑法の各科目のワーキンググループを立ち上げ、試験問題の作成および試験結果の分析については、各科目のワーキンググループが担当した。また、上記 3 大学における対象学生への周知、試験会場の設営、試行試験の実施監督については、それぞれの事務部が担当し、参加法科大学院との連絡等の業務については、東京大学法学政治学研究科の事務部が担当した。さらに問題冊子・解答用紙の印刷・郵送等、試験結果の採点・データ分析などの業務については、公益社団法人商事法務研究会に業務委託した。憲法、民法、刑法の各科目のワーキンググループの構成員および所属大学は下記のとおりである。

憲法

曾我部 真裕（京都大学）〔主任〕
宍戸 常寿（東京大学）
只野 雅人（一橋大学）
松本 哲治（同志社大学）
山本 龍彦（慶應義塾大学）

民法

小粥 太郎（一橋大学）〔主任〕
秋山 靖浩（早稲田大学）
窪田 充見（神戸大学）
久保野 恵美子（東北大学）
古積 健三郎（中央大学）
森田 修（東京大学）
山下 純司（学習院大学）
横山 美夏（京都大学）

刑法

橋爪 隆（東京大学）〔主任〕
亀井 源太郎（慶應義塾大学）
嶋矢 貴之（神戸大学）
杉本 一敏（早稲田大学）
安田 拓人（京都大学）

2. 試行試験の試験問題について

（1）形式について

試行試験の試験問題はマークシート方式とした。各科目の問題数は民法 45 問（多肢選択式 15 問、正誤式 30 問）、憲法、刑法各 30 問（多肢選択式 10 問、正誤式 20 問）とし、また、解答時間については、民法 75 分、憲法、刑法各 50 分とした。

多肢選択式の問題は、おおむね 5 つの選択肢から正しいものを選択させる形式であり、それぞれ配点を 6 点とした。また、正誤式は短い文章の正誤を判断させる形式であり、それぞれ配点を 2 点とした。したがって、民法の総得点は 150 点であり、憲法、刑法の総得点はそれぞれ 100 点である。

（2）内容について

試験問題の作成に当たっては、各科目のワーキンググループで数次の検討会合を開催し、十分な検討を行った。その結果、「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」（文部科学省大学改革推進等補助金・専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム）の調査研究に基づく、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（法科大学院協会の WEB [http://www.lskyokai.jp/info/info20101018.html] を参照）およびワーキンググループの構成員が所属する大学における到達目標を参考しつつ、未修 1 年次学生にとって必要とされるべき基本的学修内容の修得を確認できるような問題を出題することとした。

また、試験結果の分析に際して、これまでに実施された試験との比較・検証をあわせて行うことが有益であると考えられることから、法学検定試験委員会の許諾を得て、各科目の一定数の問題については、過去の法学既修者試験で出題された問題を用いることとした（各科目の問題冊子および正解については、別添資料 1 を参照）。

3. 試行試験の実施について

（1）実施・運営の詳細

試行試験の実施については、3 大学で協議した結果、すべての法科大学院に参加を呼び掛けることとして、平成 26 年 12 月 26 日付で「共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）へのご参加のお誘い」を送付した（案内文書については、別添資料 2 を参照）。これに対して、全国の法科大学院のうち（受託された 3 大学院を含め）57 の法科大学院から参加する旨の意思表示がなされた。また、試行試験の実施日については、全国の法科大学院で統一して、平成 27 年 3 月 12 日（木）の午後に実施することとした。同日の午後以降に試行試験を実施する希望がある場合には、問題冊子、解答用紙、正解等を提供するが、採点・分析の対象としないこととした。また、同日の午後以前に試行試験を実施することは認めないこととした。

参加する法科大学院における試行試験の実施については、定期試験の実施体制に準じてそれぞれの法科大学院に委ねることとしたが、試行試験の実施については、ある程度共通した取扱いが必要となるため、1 月 30 日に、参加する法科大学院に対して、実施要領や試験室でのアナウンス事項に関するメモを送付した（送付された文書については、別添資料 3 を参照）。なお、受験に際して特別な措置が必要となる学生への対応については、その学生が在籍する法科大学院の対応に委ねることとした（試験時間についても、その学生の状況にかんがみて、在籍する法科大学院が適宜、判断することとした）。

平成 27 年 3 月 12 日（木）の午後に試行試験が実施され、試験終了後、直ちに商事法務研究会から参加した法科大学院に対して正解情報がメールで送信された。答案については商事法務研究会に送付され、同研究会で採点データの分析・集計が行われた後、各科目のワーキンググループにおいて、試験結果に関する分析が進められ、望ましい試験の内容、難易度などに関する検証作業が行われた。

（2）参加した法科大学院・学生へのフィードバックについて

参加した法科大学院には、分析結果のうち、全体に関するデータおよび当該法科大学院に関するデータを提供することとした。ただし、個別の受験者に関する採点結果の情報は、一時的に商事法務研究会が保管するが、参加法科大学院には提供しないこととした（この点は受託校についても同様の取扱いとする）。また、試行試験を受験した学生は解答にあたって受験番号を記入するが、受験番号と個人との関係は実施法科大学院のみが把握することから、個別の学生に関する個人情報は、採点業務を委託する商事法務研究会にも把握できないようにした。このように個別の受験者に関する採点結果の情報を法科大学院に提供しないのは、学生において、共通到達度確認試験の結果が成績評価等に流用されるのではないか等の疑念を生ぜしめないための対応である。

試行試験を受験した学生については、試験時間中に自らの解答を問題冊子に記載し、問題冊子を持ち帰った上で、試験実施後に各法科大学院が正解を公表することで、自己採点をさせることにした。さらに、試験結果の分析終了後、試験結果の全体に関するデータを公表することで、学生本人に全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握させ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用されることとした。

III. 試行試験の実施上の課題について

試行試験は3（1）のとおり、おおむね順調に行われたが、参加法科大学院からの照会事項、連絡事項等にかんがみて、次年度以降に検討すべき事項として、次のような内容を挙げることができる。

1. 試行試験を実施する会場について

今回の試行試験は、原則として参加する法科大学院ごとに実施されたが、大阪大学高等司法研究科と関西大学法務研究科については共同して試験が実施された（関西大学で両研究科の学生に対して実施された）。次年度以降は、とりわけ小規模な法科大学院については、複数の大学院で共同して試験を実施する可能性があり得るところであるが、同時に、受験する学生の便宜についても十分に配慮する必要があると思われる。

また、本年度の試行試験は平日の午後に実施されたが、社会人を中心とする法科大学院については、そもそも授業が平日の夕方または土曜・日祝日に行われていることもあり、社会人学生の参加が困難であるとの指摘もあった。社会人学生の参加の機会を十分に保障する必要があるとした場合、実施日や実施の方法等についても、さらに検討が必要となろう。

2. 特別措置が必要となる学生への対応について

視覚障害を有する学生が在籍する法科大学院については、当該法科大学院と協議の上、事前に試験問題のデータを提供した上で、当該法科大学院において試験問題の点訳、マークシートへの墨訳をご担当いただいた。また、各科目の試験時間についても、当該学生については、実施校の判断でそれぞれ1.5倍の解答時間とする措置をとることとした。今後、共通到達度試験が本格的に実施される場合には、特別措置に関する対応を十分に

整備することが必要となろう。

3. 学生・法科大学院へのフィードバックの在り方について

今回の試行試験においては、学生にとって、試験の結果が成績評価等に流用されるのではないかという懸念があることから、参加する法科大学院は在籍学生の個別の成績を知り得ないような対応を施した。これは、試験試験の段階においては、学生が萎縮することなく試験に参加することを促すために適切な対応であったと考えられるが、法科大学院が個別の学生について適切な指導を行うためには、学生の到達度を正確に把握する必要があることから、個別の学生の成績について情報開示が望ましいという考え方もあり得るところであろう。試験試験を実施する上で、学生に積極的な参加を促すことを重視するのであれば、前者のような理解が適切であると思われるが、この点については、今後、参加した法科大学院からの意見を聴取するなどして、さらに検討する必要があると思われる。なお、試験試験を受験する学生がきわめて少ない法科大学院については、法科大学院ごとの情報を提供することによって、事実上、個別の学生の成績情報を把握しうる場合があり得ることについても、付言しておきたい。

試験試験を受験した学生に対しては、所属する法科大学院を通して、全体の試験結果の概要（各科目の最高点、最低点、平均点などのデータ）、各科目の設問ごとの正解、正答率の一覧、得点分布表などのデータが公表されている。これらを用いることによって、参加した学生には全国規模での学修到達度を確認することができるようになっている。なお、今回の出題については、判例・学説の基本的な知識を問う問題がほとんどであり、あえて解説を配布する必要はないと考えたが、この点についても、今後、参加した学生・法科大学院からの意見を聴取し、さらに検討する必要がある。

第2部 結果の分析・検証について

I. 全体的な分析について

(1) 概要

本年度の試験試験に参加した大学院は、別添資料のとおり、54校であり、全体の受験者は484名である（一部の科目のみを受験した者も含む）。また、総受験者の平均点は217.61点（350点満点）であり、各科目の平均点はそれぞれ、憲法57.83点（100点満点）、民法99.36点（150点満点）、刑法60.31点（100点満点）である（詳細は別添資料4以下を参照）。全体および科目ごとの成績分布、設問ごとの正答率はそれぞれ別添資料を参照されたい。

今回の試験試験については、受験者が未修者学生のごく一部にとどまっており、しかも、既に述べたように、未修者コース在籍学生のうち、どの学生が受験したかを把握することができないため、受験者の法科大学院における学修成績と関連づけた分析は不可能である。そのため、試験結果に関する正確な分析は困難であるが、かりに法科大学院在籍者のうち、平均的な層の学生が試験試験を受験したものと仮定した場合、試験結果はおおむね良好で

あり、また、出題時に想定された範囲内の成績であった。

(2) 出題範囲について

今回の試行試験の出題については、上記「共通的な到達目標モデル」が法科大学院教育におけるミニマム・スタンダードであるという認識に基づき、「共通的な到達目標モデル」の項目を参照しつつ、作問を行った。もっとも、「共通的な到達目標モデル」が、未修者学生にとっては、あくまでも 3 年間の法科大学院の学修によって到達すべき目標・水準を示すものであることから、未修 1 年次学生の到達度を確認する試験としては、「共通的な到達目標モデル」の枠内でも、とりわけ基礎的な理解を確認する必要がある。今回の試行試験においてもそのような点に留意して難易度を設定し出題したが、今回の結果を踏まえ、次回以降の試行試験においては、今回の試行試験よりもやや難易度を下げることも考えられる。

また、今回の試行試験においては、上記「共通的な到達目標モデル」を参照しつつ、憲法、民法、刑法の各分野について、特に出題範囲を限定するような措置を講じなかった。これは、各科目の WG 担当者の所属する法科大学院においては、未修 1 年次において、上記 3 科目については、おおむね全体の内容を修得させるカリキュラムを採用していることから、特に出題範囲を限定する必要はないと考えられたからである。もっとも、全国の法科大学院の中には、未修 1 年次の教育課程において、上記 3 科目の一部の領域を取り扱わないカリキュラムを採用するものがある可能性がある（たとえば民法において、親族法・家族法を 1 年次で取り扱わないカリキュラムなどが考えられる）。このように法科大学院によって教育課程が異なる場合に、共通到達度確認試験の出題範囲をどのように画するかについては、さらに検討する必要がある。

(3) 問題形式、難易度について

問題形式については、正誤式問題の正答率が比較的高くなり、また、多肢選択式問題の正答率が比較的低くなる傾向があったが、これは出題形式からして当然の結果であろう。正誤式問題は、基礎的な知識を端的に確認するためには適切な出題形式であると思われるが、一定の知識を前提とした思考力を確認するためには、多肢選択式の問題と併用する必要があると思われる。両者のバランスについては、今回のようにおおむね 2 対 1 の割合とすることが考えられるが、その適否については、今後、試行試験を重ねることで慎重に検討する必要があると考えられる。また、問題数は憲法、刑法が 30 問であり、民法が 45 問であったが、この程度の問題数であっても、各科目の全般的な理解を確認することは可能であるように思われた。

問題の難易度については、おおむね適切であったと思われるが、やや発展的・応用的な問題も含まれており、それについては正答率も低い傾向があった。共通到達度試験を、法科大学院の学修において、当然に修得すべき内容を確認する試験として位置付けるのであれば、やや出題の水準を下げ、もっぱら基礎的な知識・思考力を問うべきという理解もあり得るところであろう。なお、解答時間の設定については、未回答の問題がそれほど多く

なかつたことから、解答時間が大幅に不足したという事態はないように思われる。

なお、今回の試行試験はマークシートによる解答方式を採用した。マークシートによる解答方式を採用した場合、発展的・応用的な思考能力を具体的に確認することには限界があるといえるが、基本的な知識や思考力を確認することは十分に可能であると思われる。来年度以降の試行試験においても、マークシートによる解答方式を採用することが十分に考えられる。

II. 憲法の試験結果について

(1) 個別の設問について

憲法は、問題1から問題20までを正誤式問題とし、問題21から問題30までを多肢選択問題とした。

問題1は、基本権の私人間効力に関する基礎的な問題であり、三菱樹脂事件判決の判旨を正確に理解しているかを問う趣旨である。正答率は、58.5%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題2は、思想・良心の自由に関する基礎的な問題であり、国歌斉唱職務命令事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、60.1%であり、出題時の想定の範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2012年第7問）であり、当時の正答率は56.5%である。

問題3は、信教の自由に関する基礎的な問題であり、オウム真理教解散命令事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、70.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題4は、思想・良心の自由及び表現の自由に関するやや発展的な問題であり、よど号新聞閲読事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、19.1%であり、出題時の想定の範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2010年第9問）であり、当時の正答率は24.6%である。

問題5は、職業選択の自由に関するやや発展的な問題であり、薬事法判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、38.0%であり、出題時の想定をやや上回った。本問は法学既修者試験の問題（2010年第7問）であり、当時の正答率は31.4%である。

問題6は、財産権に関するやや発展的な問題であり、奈良県ため池条例事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は45.0%であり、出題時の想定の範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2014年第5問）であり、当時の正答率は46.9%である。

問題7は、適正手続に関する基礎的な問題であり、諸学説についての論理的な思考力を確認する趣旨である。正答率は71.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題 8 は、生存権に関する基礎的な問題であり、生存権の法的性格を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、64.3%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題 9 は、教育を受ける権利に関する基礎的な問題であり、旭川学テ事件判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は 88.7%であり、出題時の想定の範囲内であった。本問は法学既修者試験の問題（2014 年第 10 問）であり、当時の正答率は 92.8%である。

問題 10 は、労働基本権に関するやや発展的な問題であり、全農林警職法事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、42.6%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題 11 は、投票価値の平等に関する基礎的な問題であり、最大判 2011 年 3 月 23 日の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、60.7%であり、出題時の想定の範囲内であった。本問は法学既修者試験の問題（2012 年第 12 問）であり、当時の正答率は 55.7%である。

問題 12 は、憲法改正に関する基礎的な問題であり、憲法改正権に関する諸学説についての論理的な思考力を確認する趣旨である。正答率は、80.9%であり、出題時の想定の範囲内であった。

問題 13 は、平和主義に関する基礎的な問題であり、砂川事件判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、97.5%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題 14 は、国会の条約承認権に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は 70.2%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2011 年第 12 問）であり、当時の正答率は 82.5%である。

問題 15 は、国政調査権に関する基礎的な問題であり、国政調査権の性格論の帰結についての論理的な思考力を確認する趣旨である。正答率は、61.3%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題 16 は、予算に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、65.5%であり、出題時の想定の範囲内であった。本問は法学既修者試験の問題（2009 年第 17 問）であり、当時の正答率は 63.6%である。

問題 17 は、内閣総理大臣の権限に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、90.1%であり、出題時の想定の範囲内であった。本問は法学既修者試験の問題（2014 年第 13 問〔ただし、一部改題〕）であり、当時の正答率は 90.0%である。

問題 18 は、裁判員制度の合憲性に関する基礎的な問題であり、裁判員制度合憲判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、86.8%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題 19 は、司法権の観念に関する基礎的な問題であり、「法律上の争訟」概念を正確に

理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、92.0%であり、出題時の想定の範囲内であった。本問は法学既修者試験の問題（2011年第18問）であり、当時の正答率は93.0%である。

問題20は、立法不作為の違憲審査に関する基礎的な問題であり、在宅投票廃止事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、54.8%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題21は、人権の享有主体に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、51.1%であり、出題時の想定の範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2011年第21問）であり、当時の正答率は54.6%である。

問題22は、幸福追求権に関するやや発展的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、28.6%であり、出題時の想定の範囲内であった。本問は法学既修者試験の問題（2014年第21問）であり、当時の正答率は30.3%である。

問題23は、平等に関するやや発展的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、42.2%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題24は、政教分離に関する基礎的な問題であり、津地鎮祭事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、76.9%であり、出題時の想定の範囲内であった。

問題25は、検閲の意義に関する基礎的な問題であり、税關検査事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、51.1%であり、出題時の想定の範囲内であった。本問は法学既修者試験の問題（2014年第22問）であり、当時の正答率は50.8%である。

問題26は、憲法の基本原理に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、51.1%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題27は、議員の免責特権に関するやや発展的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、48.9%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2011年第24問）であり、当時の正答率は65.3%である。

問題28は、議院内閣制及び内閣に関するやや発展的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、49.8%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題29は、司法権に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、53.6%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2012年第25問）であり、当時の正答率は64.9%である。

問題30は、地方自治に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、72.9%であり、出題時の想定の範囲内であった。

(2) 小括

受験者の理解状況は、概ね良好であった。

正答率が出題時の想定を上回った問題が3問、おおむね想定通りであった問題が21問、やや下回った問題が6問であった。

正答率が特に低かった(40%以下)問題(問題4、問題5、問題22)は、いずれも法学既修者試験の問題である。同試験にはやや発展的な問題も含まれており、来年度以降の出題の難易度の設定において同試験の問題を参考にする際には、一定の注意を要することが判明した。

憲法の分野別に見ると、統治機構分野の問題(問題14、問題15、問題20、問題27、問題29)で想定を下回るケースが目立った。

出題内容別に見ると、基礎的な問題が22問、やや発展的な問題が8問であった。当然のことではあるが、基礎的な問題については一般的に正答率が高い傾向があり、やや発展的な問題については正答率が低い傾向があった。また、基礎的な思考力を問う問題については、正答率もおおむね想定の範囲内であり、正答率もおおむね良好であった。印象としては、やや細かい判例を聞く問題、あるいは、著名判例であっても細部の理解まで問う問題については正答率が下がる傾向が見られた。

他方、簡単な論理的思考力を問う問題も一部出題した(問題7、問題12、問題15)が、正答率は良好であった。

III. 民法の試験結果について

(1) 個別の設問について

民法は、問題1から問題30までを正誤式問題とし、問題31から問題45までを多肢選択問題とした。

問題1は、失踪宣告の取消しに関する基礎的な問題で、取消しの効力について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、82.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題2は、法人の設立に関する基礎的な問題で、法人法制の大改正(平成18年)後の制度内容を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、79.0%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題3は、錯誤無効に関する基礎的な問題で、無効の主張権者について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、86.3%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題4は、代理行為の瑕疵に関する基礎的な問題で、代理制度の基本構造を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、81.5%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題5は、時効の効力に関する基礎的な問題で、効力が生じる時を理解しているかを確

認する趣旨である。正答率は、81.1%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題6は、消滅時効に関する基礎的な問題であり、消滅時効によって消滅する権利について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は74.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題7は、占有回収の訴えに関するやや発展的な問題で、占有の侵奪について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は48.9%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2010年第7問）であり、当時の正答率は78.3%である。

問題8は、共有物の分割方法に関する基礎的な問題で、判例上の分割方法を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、91.8%であり、出題時の想定の範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2011年第6問）であり、当時の正答率は92.2%である。

問題9は、動産売買先取特権に関するやや発展的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は44.1%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題10は、質権に関する基礎的な問題で、質権者の権限について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、58.4%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題11は、質権に関する基礎的な問題で、設定者が質権者に代わって質物を代理占有できないことを理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、71.8%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題12は、種類債務の特定に関する基礎的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、60.7%であり、出題時想定をやや下回った。

問題13は、債権者代位権の行使に関する基礎的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、88.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題14は、債権譲渡の対抗要件に関する基礎的な問題で、通知の方法について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は51.7%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2012年第11問）であり、当時の正答率は46.4%である。

問題15は、第三者の弁済に関する基礎的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、79.6%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題16は、解除の要件に関する基礎的な問題で、解除の手続を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、90.3%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題17は、注文者の瑕疵修補請求に関する基礎的な問題で、その要件を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、77.3%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題18は、委任の解除に関する基礎的な問題で、判例上の委任の解除の要件を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、67.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題19は、売買の効力に関する基礎的な問題であり、売主および買主の義務の関係を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、61.8%であり、出題時の想定をやや下回

った。

問題20は、事務管理に関する基礎的な問題で、事務管理者の代理権の有無について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、83.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題21は、不当利得に関する基礎的な問題で、法律上の原因の有無について事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、80.9%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題22は、不法行為に基づく損害賠償債務に関する基礎的な問題で、その債務が遅滞に陥る時期について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、85.9%であり、出題の想定の範囲内である。

問題23は、不法行為債権の相殺に関する基礎的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、50.2%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題24は、親等の計算に関する基礎的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、66.6%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題25は、内縁に関する基礎的な問題で、内縁の主要な効果を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、77.1%であり、出題時の想定の範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2011年第20問）であり、当時の正答率は69.2%である。

問題26は、親権の停止に関する基礎的な問題で、停止の要件を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、89.9%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題27は、代襲相続に関する基礎的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、88.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題28は、相続欠格に関する基礎的な問題で、相続欠格の意義を理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、77.9%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題29は、可分債権の相続に関する基礎的な問題で、分割の原則について理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、74.8%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題30は、遺産分割の効力に関する基礎的な問題であり、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、54.4%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題31は、成年後見に関する基礎的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、63.0%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題32は、代理に関する基礎的な問題であり、代理人の権限濫用・表見代理等に関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、62.0%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題33は、不動産物権変動に関する基礎的な問題で、意思主義・対抗要件主義等に関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、88.9%であり、

出題時の想定をやや上回った。

問題34は、所有権の取得・帰属に関するやや発展的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、35.7%であり、出題時の想定の範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2011年第22問）であり、当時の正答率は49.8%である。

問題35は、留置権に関する基礎的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、67.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題36は、抵当権に関する基礎的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、64.7%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題37は、保証に関する基礎的な問題で、通常の保証と連帶保証との比較に関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、74.4%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題38は、売主の担保責任に関する基礎的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、70.2%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題39は、転貸借に関するやや発展的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、23.5%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題40は、不法行為による損害賠償に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、89.5%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題41は、不法行為に関する基礎的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、73.9%であり、出題時の想定の範囲内である。

問題42は、父子関係に関する基礎的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、51.1%であり、出題時の想定の範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2011年第25問）であり、当時の正答率は48.2%である。

問題43は、特別養子縁組に関する基礎的な問題で、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、53.4%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題44は、遺産分割に関するやや発展的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、34.9%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題45は、遺言に関する基礎的な問題で、事案に即した具体的な理解をしているかを確認する趣旨である。正答率は、68.1%であり、出題時の想定の範囲内である。

（2）小括

受験者の理解状況は、概ね良好であった。ほとんどの問題が、基礎的な事項について、しかるべき理解をしているかどうかを確認する趣旨のものであったからではないかと思われる。

正答率が出題時の想定をやや上回った問題が3問、おおむね想定どおりであった問題が

31問、やや下回った問題が11問であった。

正答率が特に低かった(40%以下)問題は3問ある(問題34、問題39および問題44)。いずれも多肢選択式問題であり、やや発展的な内容を問うていること、1つの設問の中で多数の基本的なルールや判例について正確な理解の有無をたずねるものであったことが、正答率の低さに影響を及ぼした可能性がある。

民法の分野別に見ると、民法総則からの出題が8問、物権からの出題が9問、債権総論からの出題が5問、契約からの出題が6問、事務管理・不当利得・不法行為からの出題が6問、親族からの出題が5問、相続からの出題が6問であり、民法全体から万遍なく出題されたが、物権、親族、相続の各分野について、やや正答率が低い傾向がみられた。

なお、今回の問題の中には、過去の法学既修者試験の問題（一部を修正して用いたものもある）が含まれているが、今回の受験者の正答率と出題当時の正答率との間に大きな違いはないように思われた。

IV. 刑法の試験結果について

(1) 個別の設問について

刑法は、問題1から問題20までを正誤式問題とし、問題21から問題30までを多肢選択問題とした。

問題1は、監禁罪が継続犯であり、継続犯については犯罪が継続的に成立し続けることを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、50.8%であり、出題時の想定をやや下回っている。本問は法学既修者試験の問題（2009年第2問）であり、当時の正答率は62.7%である。

問題2は、同一人による複数の行為が競合する事例について、それぞれの行為について結果との因果関係が問題になりうることを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、97.5%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題3は、不作為の放火罪の要件について、最高裁判例によれば、「既発の火力を利用する意思」までは必要ではないことを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、89.7%であり、出題時の想定をやや上回った。本問は法学既修者試験の問題（2012年第9問）であり、当時の正答率は87.8%である。

問題4は、故意の認識対象について、判例によれば、構成要件該当事実の認識が必要であり、違法性の認識だけでは不十分であることを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、27.9%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2011年第7問）であり、当時の正答率は30.3%である。

問題5は、過失犯における予見可能性について、判例によれば、現実の因果経過について、その科学的原因・機序に関する認識可能性までは要求されていないことを理解してい

るかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、93.1%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題6は、正当防衛について、判例によれば、予期された侵害に対して積極的加害意思で臨んだ場合には、侵害の急迫性が否定され、正当防衛が成立しないことを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は26.5%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2012年第4問）であり、当時の正答率は41.5%である。

問題7は、被害者の同意に基づく傷害行為について、判例によれば、承諾を得た目的が違法であれば、違法性が阻却されないことを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は80.9%であり、おおむね出題時の想定通りであった。

問題8は、責任能力に関して、弁識能力と制御能力のうちいずれかの能力が著しく減弱していれば心神耗弱が認められることを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は79.8%であり、おおむね出題時の想定通りであった。

問題9は、期待可能性が欠如することを直接の根拠として超法規的責任阻却を認めた最高裁判例が存在しないことを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は32.8%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2011年第13問）であり、当時の正答率は40.1%である。

問題10は、不能犯をめぐる学説の対立について、具体的危険説を基本的な事例に適用することができるかを確認する問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、47.7%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題11は、中止未遂に関する中止行為の意義について理解しているかを問う趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、93.7%であり、出題時の想定をやや上回った。本問は法学既修者試験の問題（2014年第11問）であり、当時の正答率は92.4%である。

問題12は、共同正犯の成立範囲について、判例が部分的犯罪共同説を採用していることを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、51.7%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題13は、最近の最高裁判例によれば、監禁罪と恐喝罪は牽連犯の関係に立たないことを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、71.6%であり、おおむね出題時の想定通りであった。本問は法学既修者試験の問題（2012年第6問）であり、当時の正答率は76.5%である。

問題14は、名誉毀損罪における真実性の誤信に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は62.4%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題15は、窃盗罪における占有の意義について、いわゆる「死者の占有」に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、80.0%であり、

おおむね出題時の想定通りであった。

問題16は、窃盗罪における不法領得の意思に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、85.7%であり、おおむね出題時の想定通りであった。

問題17は、判例によれば、他人の名義を冒用して預金口座の開設を申し込み、預金通帳の交付を受けた場合に、1項詐欺が成立することについて理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、71.8%であり、おおむね出題時の想定通りであった。

問題18は、判例によれば、被害者のもとに盗品を運搬する場合であっても、被害者による正常な回復を困難にするものであれば、盗品等運搬罪が成立することについて理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、53.2%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題19は、私文書偽造罪における「偽造」概念に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、66.2%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題20は、証拠隠滅罪における「他人の刑事事件に関する証拠」の意義に関する理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、67.6%であり、おおむね出題時の想定通りであった。

問題21は、基本的な事例に即して、因果関係の存否を具体的に判断する能力を確認する趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、47.3%であり、おおむね出題時の想定通りであった。本問は法学既修者試験の問題（2013年第21問）であり、当時の正答率は53.4%である。

問題22は、基本的な事例に即して、具体的事実の錯誤に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、82.6%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題23は、量的過剰防衛の成否について、一定の見解を前提にしつつ、その見解の論理的帰結を考えさせる趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、71.4%であり、おおむね出題時の想定通りであった。

問題24は、基本的な事例に即して、いわゆる「原因において自由な行為」に関する正確な理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、29.8%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2014年第22問）であり、当時の正答率は40.0%である。

問題25は、間接正犯における実行の着手について、学説の対立に即して、正確な理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、39.9%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2009年第22問）であり、当時の正答率は56.7%である。

問題26は、共犯の処罰根拠について、一定の見解を前提にしつつ、その見解の論理的帰結を考えさせる趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、54.0%であり、おおむね出題時の想定通りであった。

問題27は、住居等侵入罪の成否について、判例の事案に関連して基礎的な理解を確認する趣旨の設問であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、48.3%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題28は、公務執行妨害罪と業務妨害罪の関係について、4つの異なる学説の理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は73.3%であり、おおむね出題時の想定通りであった。本問は法学既修者試験の問題（2011年第21問）であり、当時の正答率は81.4%である。

問題29は、窃盗罪の保護法益について、いわゆる本権説・占有説の対立に即して、それぞれの見解の論理的帰結を考えさせる趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、69.1%であり、おおむね出題時の想定通りであった。

問題30は、横領罪の成否について、判例の事案に関連して正確な理解を確認する趣旨の設問であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、45.8%であり、おおむね出題時の想定通りであった。本問は法学既修者試験の問題（2012年第23問）であり、当時の正答率は54.8%であった。

（2）小括

受験者の理解状況は、おおむね良好であった。

正答率が出題時の想定を上回った問題が5問、おおむね想定通りであった問題が13問、やや下回った問題が12問であった。

正答率が特に低かった（40%以下）問題は5問あるが（問題4、問題6、問題9、問題24、問題25）、いずれも法学既修者試験の問題である。同試験にはやや発展的な問題も含まれていることから、来年度以降の試行試験の難易度の設定においては、その点の配慮が必要であると思われる。

刑法の分野別に見ると、総論の分野からの出題が19問、各論の分野からの出題が11問である。正答率については、総論・各論の分野によって大きな相違は認められないが、いくつかの問題について総論分野の設問の正答率が著しく低くなっているのが目についた（問題4、問題6、問題24など）。

出題内容別に見ると、基礎的知識を問う問題が16問、やや発展的な知識を問う問題が7問、基礎的な思考力を問う問題が7問であった。当然のことではあるが、基礎的な知識を問う問題については一般的に正答率が高い傾向があり、やや発展的な知識を問う問題については正答率が低い傾向があった。また、基礎的な思考力を問う問題については、正答率もおおむね想定の範囲内であり、正答率もおおむね良好であった。

全体的な印象としては、大まかな知識があれば正解にたどり着くことができる問題については、比較的正答率が高いのに対して、基礎的な事項について、正確な理解が必要とさ

れる設問については、正答率が大幅に下がる傾向があった。たとえば問題 6 は正答率が低くなっているが、おそらく判例によれば、積極的加害意思が認められる場合に正当防衛が否定されるという結論それ自体を理解しているが、それが正当防衛のいかなる成立要件に関する問題なのかについてまで、正確な理解を欠いていたことが原因ではないかと推測される（問題 10、問題 12、問題 24、問題 25 などについても同様の傾向があるように推測される）。

別添資料編

資料 1 共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）

- (1) 憲法 問題
- (2) 民法 問題
- (3) 刑法 問題
- (4) 憲法 解答
- (5) 民法 解答
- (6) 刑法 解答

資料 2 「共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）へのご参加のお誘い」

資料 3 実施要領・アナウンス例の送付について

- (1) 送付文書
- (2) 実施要領
- (3) アナウンス例

資料 4 参加大学院・参加学生数の一覧

資料 5 試験結果の概要

資料 6 成績分布について

- (1) 全体
- (2) 憲法
- (3) 民法
- (4) 刑法

資料 7 正答率一覧

- (1) 憲法
- (2) 民法
- (3) 刑法

資料 8 各科目の分析結果

- (1) 憲法
- (2) 民法
- (3) 刑法

共通到達度確認試験(平成 26 年度試行試験)

憲 法

平成 27 年 3 月 12 日実施

科 目	憲法	刑法	民法
試験時間	13:00~13:50	14:30~15:20	16:00~17:15

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、举手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき 1 つのみマークしてください（2 つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけません。試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたる、他人から援助を受けた場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他不正行為を行った場合

問題 1～20 [配点：各 2 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

私人間の関係において、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合に、私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは、劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがある。最高裁判所の判例によれば、このような場合には、憲法の基本権保障規定の適用が認められる。

問題 2

最高裁判所の判例によれば、公立学校の卒業式等の式典における国歌斉唱の際、当該校長が教諭に対し職務命令として起立斉唱行為を命ずることは、起立斉唱行為が国旗・国歌に対する敬意の表明の要素を含むものといえるから、自己の歴史観・世界観から生ずる信念等に基づきそれを拒否する教諭に対しては、自己の歴史観・世界観に由来する行動と異なる外部的行為を求めることになるため、その限りにおいて、その者の思想・良心の自由に対する間接的な制約となる面がある。

問題 3

最高裁判所の判例によれば、宗教法人に関する法的規制が、その信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する信教の自由の重要性を踏まえて、憲法が当該規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。

問題 4

最高裁判所の判例によれば、図書等の閲読の自由は、思想および良心の自由の不可侵を定めた憲法 19 条の規定や、表現の自由を保障した憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、憲法上十分尊重に値するものといわなければならないが、これに優越する公共の利益のために必要な範囲で合理的制限を受けることがあってもやむをえない。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、職業活動の内容および態様に対する規制が、社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し、職業の自由に対するよりゆるやかな制限によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する。

問題 6

最高裁判所は、ため池の堤とうでの耕作などを禁止する奈良県ため池条例が憲法 29 条に違反しないとしたが、そこでは、条例で財産権の内容を定めることはできないが、財産権の行使を制限することはできるとの立場がとられている。

問題 7

憲法 31 条の保障内容について、手続の法定および適正を定めたものであって、実体の法定および適正については対象外であるという見解をとっても、罪刑法定主義は憲法上の要請であるといえる。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、憲法 25 条 1 項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は、きわめて抽象的・相対的な概念であるから、裁判所は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件のみならず、国の財政事情までをも考慮して、この概念の意味を積極的に解釈し、同規定の具体化に努めなければならない。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じてその個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、普通教育における教師にも教育内容についてある程度自由な裁量が認められるが、その自由の濫用に対する教師間における討議や親を含む第三者からの批判といった社会的自律作用による抑制を考慮に入れても、普通教育における教師に大学教員と同様の完全な教授の自由を認めることはできない。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、争議行為に対する刑事制裁は必要最小限度に限られねばならず、公務員による正当な争議行為に対しては刑罰を科すことができないと解する限りにおいて、現行法による公務員の争議行為の制約は憲法に反しない。

問題 11

衆議院議員選挙において、各都道府県の区域内の選挙区の数、すなわち議員の定数は、まず各都道府県にあらかじめ 1 を配当し（「1 人別枠方式」という）、次いで人口比例によって配分するという方法がとられていたところ、最高裁判所の判例によれば、1 人別枠方式は、選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因になっているにもかかわらず、選挙制度改革にともない、人口の少ない地方における定数の急激な減少に配慮して設けられたにすぎないのだから、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階で、その合理性は失われたというべきで、憲法上要求される合理的期間内に 1 人別枠方式を含む選挙区割りの是正がなされなければ、当該選挙区割り規定は憲法に反する。

問題 12

憲法制定権力と憲法改正権が質的に異なると考えるならば、憲法改正のための国民投票によっても、国民主権原理を変更することはできない、と解される。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、憲法 9 条が保持を禁止する「戦力」とは、わが国がその主体となって指揮権・管理権を行使しうる戦力をいうから、駐留用地を提供されている限りで駐留米軍もまた、「戦力」たりうることになる。

問題 14

内閣は特別な必要があれば条約批准後に国会に条約の承認を求めることができるが、それに対して、国会が条約を修正して承認した場合、条約は国会が修正した内容のものとして効力を有する。

問題 15

国政調査権について、議院に付与されている権能を効果的に行使するための補助的権能であると解する立場をとると、裁判所で審理中の事件の事実について議院が調査を行うことは、それが将来の立法を目的とするものであっても、司法権の独立を侵し許されない。

問題 16

予算は、一会計年度における国の財政行為（歳入と歳出）の準則であるが、歳入に関しては見積りを示すにとどまり、予算が衆参両院において可決され予算が成立しても、国が収入を得る権限は別に法律によって認められなければならない。

問題 17

最高裁判所の判例によれば、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、隨時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導助言等の指示を与える権限を有する。

問題 18

裁判を受ける権利について、日本国憲法は、「裁判所における裁判」を保障するとともに、下級裁判所については、最高裁判所と異なり、裁判官のみで構成される旨を明示した規定を置いていない。最高裁判所の判例によれば、これらのことから、憲法上、国民の司法参加があよそ禁じられているとはいえない。

問題 19

住民訴訟は、いわゆる客觀訴訟であって、当該地方公共団体の住民であれば、納税の有無にかかわらず提起できるものである。このような住民訴訟は、裁判所法 3 条 1 項にいう法律上の争訟ではなく、地方自治法によって裁判所の権限行使が認められたにすぎない訴訟類型であるから、住民訴訟において、違憲審査権の行使を認めることは、違憲である。

問題 20

最高裁判所の判例によれば、立法不作為について、国会議員は立法に関しては原則として国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないが、立法不作為が憲法違反の場合には瑕疵は重大であるから、特段の事情のない限り、国家賠償責任が生じる。

問題 21〔配点：6 点〕

人権の享有主体性に関する以下の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、人たることにより当然享有する人権は、不法入国者といえどもこれを享有する。
2. 法人は一定の人権については享有の主体になるが、そのことは自然人と同じ程度の保障が及ぶことを直ちには意味せず、法人の人権行使が自然人の人権を不当に制限するものであってはならないことから限界があると理解されている。
3. 日本国憲法において明文で未成年者の人権を限界づけているのは、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と定める 15 条 3 項だけである。
4. 天皇および皇族が人権享有主体としての「国民」に含まれるかどうかについては争いがあり、現行公職選挙法は天皇および皇族の選挙権について規定していないが、一般に、天皇には選挙権はなく、一方、皇族には選挙権があると解されている。
5. 外国人がある人権の保障を受けるかどうかは、憲法第 3 章の規定の中に「何人も」という文言があるか否かを判断基準とする見解もあるが、外国人も憲法 22 条 2 項の国籍離脱の自由をもつという背理が生じるので、この見解は妥当ではないという批判がある。

問題 22 [配点：6 点]

最高裁判所は、憲法 13 条が「個人の私生活上の自由」を保障しているとしているが、
「個人の私生活上の自由」に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、
誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有するが、現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときには、裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容貌・姿態の撮影が許容される。
2. 速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容貌の写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである場合には、写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容貌を撮影することになっても、憲法 13 条に違反しない。
3. 指紋は、性質上万人不同性、終生不变性をもつものであって、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があるので、個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条の趣旨に反して許されず、また、この保障はわが国に在留する外国人にも等しく及ぶ。
4. 個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を有するものと解されるが、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表するものということはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法 13 条に違反しない。
5. 個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、意に反する医療行為を強制されない自由を有するので、国立大学付属病院が、輸血をともなう医療行為を拒否するとの患者の明確な意思が表明されているにもかかわらず、輸血をともなう医療行為をした場合には、憲法 13 条に違反したことになる。

問題 23 [配点：6 点]

平等に関する以下の記述のうち，最高裁判所の判例に照らして，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 普通殺人と區別して尊属殺人に関する規定を設け，尊属殺人なるがゆえに差別的取扱いを認めること自体が憲法 14 条 1 項に違反するのであるから，尊属傷害致死について処罰を加重することは，加重の程度を問うまでもなく違憲無効である。
2. 同じ被相続人の子でありながら嫡出でない子の法定相続分を嫡出子のそれの 2 分の 1 とすることの合憲性が問われている事案においては，立法目的自体の合理性およびその手段との実質的関連性についてより強い合理性の存否が検討されなければならない。
3. 国籍のような重要な法的地位について，子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄をもってその取得の要件に関して区別する場合には，そのことに合理的な理由があるか否かについて慎重に検討することが必要である。
4. 憲法 14 条 1 項にいう社会的身分とは，人の生まれによって決定される社会的地位であって差別的な社会的評価を伴うものをいうと解されるから，高齢であるということは社会的身分にあたらないと解することが相当である。
5. 租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は，その立法目的が重要なものであり，かつ，当該立法において具体的に採用された区別の態様が当該目的との関連で不合理でない限り，憲法 14 条 1 項の規定に違反しない。

問題 24 [配点：6 点]

政教分離原則に関する以下の記述のうち，最高裁判所の判例に照らして，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 国およびその機関の行為が，憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては，当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく，当該行為の行われる場所，当該行為に対する一般人の宗教的評価，当該行為者が当該行為を行うについての意図，目的および宗教的意識の有無，程度，当該行為の一般人に与える効果，影響等，諸般の事情を考慮し，社会通念に従って，客観的に判断しなければならない。
2. 憲法 20 条 1 項後段にいう「宗教団体」，89 条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは，特定の宗教の信仰，礼拝または普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体に限定されず，宗教と何らかのかかわり合いのある行為を行っている組織ないし団体のすべてを意味すると解すべきである。
3. 地方公共団体が，公営体育館の建築着工にあたり，土地の平安堅固，工事の無事安全を祈願する儀式として挙行した起工式であって，専門の宗教家である神職が，所定の服装で，神社神道固有の祭式に則り，一定の祭場を設け一定の祭具を使用して行い，神職自身が，宗教的信仰心に基づいてこれを執行したものと考えられるものは，憲法の政教分離規定に違反すると解すべきである。
4. 憲法 20 条 1 項後段，3 項，89 条の政教分離規定は，国等が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障する規定であると同時に，信教の自由そのものを直接保障する規定でもある。
5. 憲法 20 条 3 項にいう「宗教的活動」とは，およそ国およびその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すが，そのかかわり合いが相当とされる限度を超えないものについては，例外的に憲法上許容される場合がある。

問題 25 [配点：6 点]

以下の記述のうち，税関検査事件最高裁判所判決（最大判昭 59・12・12 民集 38・12・1308）に照らして，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 憲法 21 条 2 項にいう「検閲」とは，公権力が主体となって，思想内容等の表現物を対象とし，その全部または一部の発表の禁止を目的として，対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に，発表前にその内容を審査したうえ，不適当と認めるものの発表を禁止することを，その特質として備えるものを指す。
2. わいせつ表現物がみだりに国外から流入することを阻止することは，公共の福祉に合致するものであるので，税関検査によるわいせつ表現物の輸入規制は，憲法 21 条 2 項にいう「検閲」には該当しない。
3. 税関検査により輸入が禁止される表現物は，一般に，国外においてすでに発表済みのものであり，また，当該表現物は輸入が禁止されるだけであるので，発表の機会が全面的に奪われてしまうというわけではない。その意味において，税関検査は，事前規制そのものということはできない。
4. 旧関税定率法 21 条 1 項 3 号が輸入を禁止すべき物品として規定する「風俗を害すべき書籍，図画」等の規定のうち，「風俗」の語は，それがもっぱら性的風俗を意味することは文言自体から直ちに明らかであるので，同規定は何ら明確性に欠けるものではなく，憲法 21 条 1 項の規定に反しない。
5. 表現の自由を規制する法律の規定について限定解釈を許されるのは，その解釈により，規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され，かつ，合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合でなければならず，また，当該規定が適用される当事者の理解において，具体的の場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定から読みとることができるものでなければならない。

問題 26 [配点：6 点]

憲法の基本原理に関する以下の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 国民主権にいう「国民」を，「国籍保持者の総体としての国民」と捉える場合には，直接民主制的制度の採用が求められることになる。
2. 法の支配は，権力を法で拘束することによって国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理であり，司法権が果たすべき役割を重視する。
3. 権力分立の現れ方は憲法によって異なるが，日本国憲法は議院内閣制を採用しているので，立法と行政の関係についていえば，大統領制よりも，権力の分離に力点を置いている。
4. 憲法前文の定める平和主義の原理は，政策プログラムとしての性格を有するにどまり，憲法本文や法令を解釈する際の指針とはなりえない。
5. 基本人権の根拠が個人の尊重にあると考えるならば，本来の基本的人権とよぶことができるものは自由権だけであり，社会権や参政権は含まれない。

問題 27 [配点：6 点]

憲法 51 条は「議院で行つた演説、討論又は表決」（以下、「院内での発言等」という）に対する国会議員の免責特権を定めているが、この規定に関する以下の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 憲法 51 条は、国会議員は院内での発言等について「院外で責任を問はれない」としているが、ここでいう「責任」は法的責任のことであるから、政党が議院で党議決定に反する投票を行った議員を除名することは、憲法 51 条に違反しない。
2. 憲法 51 条は、国会議員は「院外で責任を問はれない」としているのであるから、各議院が所属する議員を院内での発言等を理由に懲罰の対象とすることは許される。
3. 国会議員は、議員の地位を失った後も、かつての議員としての院内での発言等について刑事責任を問われることがない。
4. 国会議員は院内での発言等によって民事責任を問われないが、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認めうるような特別の事情がある場合には、その発言によって名誉を傷つけられた者に対して国が損害賠償をしなければならないというのが、最高裁判所の立場である。
5. 憲法 51 条は、明文上国会議員に免責特権を認めていたが、その趣旨は、地方公共団体の立法機関である地方議会の議員にも及ぶというのが、最高裁判所の立場である。

問題 28 [配点：6 点]

議院内閣制と内閣に関する以下の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 議院内閣制の本質をめぐっては、伝統的に、議会と君主の間の均衡を重視する均衡本質説と、議会の国民に対する責任を重視する責任本質説が存在してきた。
2. 衆議院の解散権は憲法上内閣総理大臣に属し、総理大臣は閣議の承認を得て自由に解散権を行使できるとするのが、確立した政府解釈である。
3. 憲法は、政令で罰則を定めるには法律の委任が必要であることのみを定め、省令や規則について特に言及していないので、行政各部は、法律の委任があっても、省令や規則で罰則を設けることはできない。
4. 憲法は、閣議決定の方法について明示していないが、慣習上、閣議決定は全員一致によるものとされ、また全員一致による内閣の意思決定を支持する学説は、それが国会に対する内閣の連帯責任の原則になじむと説いてきた。
5. 憲法は、国会や裁判所の場合とは異なり、内閣のみが行政権を独占するとは規定していないので、専門性や政治的中立性が求められる行政作用を所管させるため、人事・予算について国会の統制が及ばない独立した行政機関を設置しても違憲とはいえない。

問題 29 [配点：6 点]

司法権に関する以下の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 日本国憲法は，行政機関が終審として裁判を行うことができないと規定していることから，行政権の行使の違法を争う行政訴訟も最終的には司法裁判所に出訴できる途を残しておかなければならない。
2. 最高裁判所の判例によれば，具体的な法的権利義務に関する紛争であっても，法の解釈に関する抽象的な疑義論争であっても，いかなる性質のものを裁判所の判断の対象とするかは，すべて法律の定めるところによる。
3. 行政府などからの諮詢に応え，厳密には法的な拘束力を有しない形で裁判所が法解釈に関する見解を示す「勧告的意見」の制度は，比較憲法的にみて，立憲民主主義国家で採用されている例はない。
4. 当事者の実体的な権利義務を確定することを目的とせず裁判所が後見的立場から合目的的な裁量を行って審判する非訟事件は，本来的な司法権の内容ではないから，裁判所による非訟事件の裁判を行政機関の監督の下におくことは憲法に違反しない，と一般に考えられている。
5. 最高裁判所の判例によれば，憲法 81 条は，違憲立法審査権は最高裁判所特有のものであって下級裁判所は有しないとするものであるが，憲法 76 条により下級裁判所も司法権を行つることから，結局，下級裁判所も判決理由のなかで法律の規定が憲法に違反するとの判断をすることができる。

問題 30 [配点：6 点]

地方自治に関する憲法の規定に関する以下の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば，普通地方公共団体は，地方自治の本旨に従つてその権能を行うために財源を調達する権能が必要であるが，この権能は租税法律主義（84 条）のもと，法律の個別具体的な委任によってのみ行使できる。
2. 最高裁判所の判例によれば，条例が国の法令に反するかどうかは，両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく，それぞれの趣旨，目的，内容および効果を比較し，両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって判断すべきである。
3. 憲法 95 条は，一の地方公共団体のみに適用される特別法は，その地方公共団体の住民投票において過半数の同意を得なければ制定できないとしているので，対象地域を指定して規制を緩和する「総合特区制度」が導入された際には，住民投票が実施された。
4. 憲法 92 条の「地方自治の本旨」には，地方公共団体の運営が住民の意思に基づいて行われるという住民自治の原則が含まれるため，重要な問題に関する住民投票の制度を設けることは，憲法上の要請となる。
5. 憲法 92 条の「地方自治の本旨」には，地方自治が国から独立した団体に委ねられ，団体自らの意思と責任の下でなされるという団体自治の原則が含まれるため，現在存在している都道府県を法改正によって廃止することは違憲となる。

共通到達度確認試験(平成 26 年度試行試験)

民 法

平成 27 年 3 月 12 日実施

科 目	憲法	刑法	民法
試験時間	13:00~13:50	14:30~15:20	16:00~17:15

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。

ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。

試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき 1 つのみマークしてください（2 つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけません。試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けた場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他不正行為を行った場合

問題 1～30 [配点：各 2 点]

以下の問題について、それぞれの内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問題 1

失踪宣告の取消しは、失踪の宣告後その取消前に善意でした法律行為の効力に影響を及ぼさない。

問題 2

非営利法人である一般社団法人・一般財団法人の設立については、いずれも準則主義が採用されている。

問題 3

法律行為の要素に錯誤があるために意思表示が無効となる場合、表意者自身に錯誤を理由として意思表示の無効を主張する意思がないときでも、意思表示の相手方は、当該意思表示の無効を主張することができる。

問題 4

代理行為の効果が帰属するのは本人であるから、代理行為における意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺または強迫によって影響を受けるべき場合、その事実の有無は、本人について決する。

問題 5

時効の効力は、その完成の時から生じる。

問題 6

所有権は、時効によって消滅することはない。

問題 7

占有者が物の占有を侵奪されたときは、占有回収の訴えによって、侵奪者に対して、その物の返還を請求することができるが、ここにいう占有の侵奪とは、自己の意思によらずに物の所持を失った場合だけでなく、他人の欺罔によって物を引き渡した場合も含まれる。

問題 8

A B C 三者の共有である甲不動産について共有物分割協議が調わず、申立てに基づき裁判所が共有物の分割をする場合には、甲不動産を A の単独所有とし、A から B および C に対しそれぞれの持分の価格を賠償させる方法による分割をすることはできない。

問題 9

Aは，その所有する甲動産をBに売り渡した。Aが代金の支払を受ける前にBは，甲動産をCに転売した。この場合において，Aは，Cが占有改定によって甲動産の引渡しを受けたときは，売買の先取特権を甲動産について行使することができない。

問題 10

動産に質権を有する者は，質権設定者の同意なくして目的物を第三者に賃貸することができる。

問題 11

質権者は，質権設定者に，自己に代わって質物の占有をさせることができない。

問題 12

Aは，B酒店に，ビール1ダースの配達を頼み，Bは，配達するビールを，他のビールから分離し，これから持って行くとAに連絡したうえで，車で配達に出かけたが，途中で，Bの過失なく，そのビールがすべて滅失した。この場合であっても，Bは，Aに対して別のビール1ダースを引き渡さなければならない。

問題 13

AがBに対して250万円，BがCに対して400万円の債権を有する場合において，債権者代位権の要件を満たすときは，Aは，BのCに対する400万円の債権全額を代位行使することができる。

問題 14

債権譲渡の対抗要件としての通知は，債権の譲受人がその譲渡人から代理権を授与されて行ったとしても，その効力が認められる。

問題 15

Aは，Bから甲土地を賃借し，甲土地上に乙建物を建てて所有している。この場合において，乙建物をAから賃借しているCは，AがBに支払うべき甲土地の賃料支払債務について，Aの意思に反しても弁済することができる。

問題 16

債権者が，履行遅滞に陥った債務者に対して，相当な期間を定めずに債務の履行の催告をした。この場合において，債務者が債務を履行しないまま相当な期間が経過した後に債権者が解除の意思表示をしたときは，解除の効力が生じる。

問題 17

請負における仕事の目的物に瑕疵がある場合において，その瑕疵が重要でないときは，注文者は，請負人に対して瑕疵の修補を請求することはできない。

問題 18

受任者は、やむをえない事由がなければ、委任を解除することができない。

問題 19

不動産売買における売主の所有権移転登記義務と買主の代金支払義務とは、同時履行の関係にある。

問題 20

義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、本人を代理する権限を有する。

問題 21

A が B 所有の甲動産を C に売却し、C に即時取得が成立した場合、B は、C に対して、不当利得として甲動産の価値相当額を返還請求することはできない。

問題 22

不法行為に基づく損害賠償債務は、被害者の加害者に対する催告を待たずに、損害発生と同時に遅滞に陥る。

問題 23

A が B に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しており、B が A に対して消費貸借契約に基づく金銭債権を有している場合、A はこれらの債権を対当額で相殺することができる。

問題 24

夫と、妻の親とは、2 親等の姻族である。

問題 25

内縁関係の解消の場合の財産関係については、離別による解消の場合には財産分与に関する規定が類推適用され、死亡による解消の場合には配偶者相続権に関する規定が類推適用される。

問題 26

父または母による親権の行使が不適当であることにより子の利益を害する場合、家庭裁判所は、親権の停止を宣告することができる。

問題 27

A には子 B C があり、B には子 D がある事案において、A の死亡前に、B はすでに死亡していた。この場合、被相続人 A について、相続人である C がなお生きているので、D の代襲相続は認められない。

問題 28

推定相続人の廃除と異なり，相続欠格については，家庭裁判所における手続がなくとも，欠格事由が存在する者は，当然に相続人たる資格を失う。

問題 29

共同相続がされる場合において，可分債権としての金銭債権は，相続分に応じて，共同相続人に当然に分割承継される。

問題 30

A が死亡し，B C が共同相続した。この場合において，遺産分割前に，B によって遺産の一部である甲不動産についての B の持分が D に譲渡され，その登記後に，甲不動産を C が単独で取得する旨の遺産分割協議が成立したときは，C は，その登記がなくても，甲不動産の単独所有権の取得を D に対抗することができる。

問題 31〔配点：6点〕

A（成年）が脳梗塞で倒れ，その後遺症から事理弁識能力を欠く常況となった場合に関する以下の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 検察官は，他に後見開始の審判を請求することができる者がある場合には，A についての後見開始の審判を請求することができない。
2. A が後見開始の審判を受けた場合には，A の配偶者が当然に成年後見人となる。
3. A が後見開始の審判を受けた後に行った法律行為は，原則として取り消すことができるが，成年後見人が事前に同意していた場合には，その法律行為を取り消すことはできない。
4. A の成年後見人は，A の財産に関する法律行為について代理権を有するが，A の住居となっている建物とその敷地を売却する場合には，たとえそれが A の治療費を調達するためになされるときであっても，家庭裁判所の許可が必要である。
5. A が後見開始の審判を受けた場合には，未成年者であっても A の成年後見人となることができる。

問題 32 [配点：6 点]

代理に関する以下の記述のうち，判例がある場合には判例に照らして，誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 代理人が自己または第三者の利益をはかるため代理権の範囲内の法律行為をした場合において，相手方が代理人の意図を知りまたは知ることができるとときは，本人は，その法律行為について責任を負わない。
2. A の妻 B が日常の家事に関する代理権の範囲を越えて第三者 C と法律行為をした場合において，C がその行為が A B の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信じるにつき正当な理由のあるときは，A も，B の法律行為によって生じた債務について，責任を負う。
3. 代理権の消滅後，従前の代理人がなお代理人と称して従前の代理権の範囲に属さない法律行為をした場合において，その代理権の消滅について善意無過失の相手方が，自称代理人の行為について権限ありと信じるにつき正当な理由のあるときは，表見代理の成立が認められる。
4. 甲土地に抵当権を設定して借入れをすることにつき，その所有者 A から委任を受けた代理人 B が，甲土地を C に売却してしまった。C は B に甲土地売却の代理権がないことについて悪意であった。C が移転登記を経由した上で，甲土地をさらに D に譲渡し，D は B に甲土地売却の代理権ありと信じるにつき正当な理由がある場合，D について表見代理が成立し，D は，甲土地の所有権取得を A に対して主張できる。

問題 33 [配点：6 点]

A がその所有する甲土地を B に譲渡した場合に関する以下の記述のうち，判例がある場合には判例に照らして，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. A B 間において契約時に所有権が移転する旨の合意をしていた場合であっても，甲土地の所有権は，A から B への所有権移転登記をしなければ移転しない。
2. A から B への甲土地の譲渡の後，その所有権移転登記がなされる前に，A が，甲土地を C に譲渡し，A から C への所有権移転登記がなされたとしても，C は，甲土地の所有権を取得することはできない。
3. A から B への甲土地の譲渡の後，その所有権移転登記がなされる前に，D が甲土地を不法に占拠した場合であっても，A から B への所有権移転登記がなされない限り，B の D に対する甲土地の所有権に基づく明渡請求は認められない。
4. A から B への甲土地の譲渡の後，その所有権移転登記がなされる前に A が死亡し，E が A を単独相続した場合，B は，甲土地につき E に対して B への所有権移転登記を求めることができない。
5. 甲土地が，A から B，次いで B から F へと譲渡され，それぞれにつき所有権移転登記がなされた。その後，A の甲土地譲渡契約の意思表示が B の詐欺を理由として取り消されたとしても，F がそのことにつき善意であった場合には，A は，F に対して，その意思表示の取消しを対抗することができない。

問題 34 [配点：6 点]

所有権の取得・帰属に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア . 建物の賃借人 A が、賃借した建物に自己の費用で増築を施した。この場合、その増築部分が構造上・利用上の独立性を有するものと認められれば、賃貸人 B から増築について特段の承諾を得ていなかったとしても、その増築部分につき A に区分所有権が認められる。
- イ . A 所有の甲建物を A から無償で借り受け 15 年間占有を続けていた B が死亡した後、B の唯一の相続人 C が甲建物の占有を開始し 8 年が経過した。この場合、C による甲建物の占有が外形的・客観的にみて独自の所有の意思に基づくものと解される事情があったとしても、C は自己の占有に B の占有もあわせて所有権の時効取得を主張することができない。
- ウ . A が立木の所有権を留保して甲山林地を B に譲渡したが、A が立木に明認方法を施さないでいるうちに、B が甲山林地を立木も含め C に譲渡し、その旨の登記がなされた。この場合、C は A に対して立木の所有権を主張することができない。
- エ . 成年被後見人 A が自己所有のパソコンを B に売却したが、これが取り消された場合、その取消し後に B からパソコンを譲り受けた C は、A B 間の売買が取り消しうるものであったことにつき善意・無過失であったとしても、そのパソコンの即時取得を主張することができない。
- オ . A 所有の甲土地に B の地上権と C の抵当権が順次設定され、その順序で登記もなされた後、A が B に甲土地を譲渡した場合、C の抵当権の実行により甲土地を買い受けた D が取得できるのは、B の地上権の負担のついた甲土地の所有権となる。

- 1 . アウ 2 . アエ 3 . イウ 4 . イオ 5 . エオ

問題 35 [配点：6 点]

留置権に関する以下の記述のうち，判例がある場合には判例に照らして，正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア．留置権は物権であるから，留置権者は，目的物の占有を喪失しても，留置権に基づき占有者に対してその返還を請求することができる。
- イ．留置権は物権であるから，留置権の目的物の所有権が第三者に譲渡されても，留置権者は譲受人に対して留置権を行使することができる。
- ウ．留置権者は，目的物を占有する権原しか有さず，目的物から生じる果実を收取することはできない。
- エ．留置権者は，被担保債権の一部が弁済されても，なお目的物全体について留置権を行使することができる。
- オ．留置権の目的物の所有者が，その返還を請求する訴えを提起した場合，被担保債権が弁済されない限り，その請求は棄却される。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 36 [配点：6 点]

抵当権に関する以下の記述のうち，正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア A がその所有する甲建物に B のために抵当権を設定し，その登記がなされた後，C が A から甲建物を 3 年間賃借する契約を結んで，その引渡しを受けた。この場合において，C は，B の抵当権に基づく競売によって甲建物の所有権を取得した D に対し，A C 間の賃貸借契約の期間が満了していなくても，直ちに甲建物を引き渡さなければならない。
- イ . A は，B からその所有する甲建物を無償で借りる契約を結んで，その引渡しを受けた。その後，B は，甲建物に C のために抵当権を設定し，その登記がなされた。この場合，C の抵当権に基づく競売によって D が甲建物の所有権を取得した後も，A は，甲建物を使用することができる。
- ウ . A は，その所有する甲建物に B のために抵当権を設定し，その登記がなされた。その後，C は，A から甲建物を 10 年間賃借する契約を結んで，その引渡しを受けた。この場合において，B が C の賃借権の存続に同意する意思表示をしていても，その旨の登記がなされていない限り，C は，B の抵当権に基づく競売によって甲建物の所有権を取得した D に対し，賃借権を対抗することができない。
- エ . A は，その所有する甲土地（更地）に B のために抵当権を設定した後，甲土地上に乙建物を建築した。この場合，B の抵当権に基づく競売によって甲土地の所有権を取得した C は，A に対し，乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができない。
- オ . 甲土地およびこれを敷地とする乙建物を所有する A は，B のために甲土地に抵当権を設定した。この場合，B の抵当権に基づく競売によって甲土地の所有権を取得した C は，A に対して乙建物を収去して甲土地を明け渡すように請求することができない。

- 1 . アイ 2 . アウ 3 . イエ 4 . ウオ 5 . エオ

問題 37 [配点：6 点]

通常の保証と連帯保証との比較に関する以下の記述のうち，正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア . 通常の保証においては，書面でしなくとも保証契約の効力が生じるが，連帯保証においては，書面でしなければ保証契約の効力が生じない。
- イ . 通常の保証においては，主たる債務が不成立の場合には保証債務も発生しないが，連帯保証においては，主たる債務が不成立の場合でも保証債務は発生する。
- ウ . 通常の保証においては，債権者が保証人に債務の履行を請求したときに，保証人はまず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができるが，連帯保証においては，保証人はそのような請求ができるない。
- エ . 通常の保証においては，主たる債務者が債務を承認したことによる時効の中斷の効力は，保証人に対しても生じるが，連帯保証においては，その効力は保証人に対しては生じない。
- オ . 通常の保証においては，債権者が保証人に対してした履行の請求による時効の中斷の効力は，主たる債務者に対しては生じないが，連帯保証においては，その効力は主たる債務者に対しても生ずる。

1 . アウ 2 . アエ 3 . イエ 4 . イオ 5 . ウオ

問題 38 [配点：6 点]

売主の担保責任に関する以下の記述のうち，判例がある場合には判例に照らして，正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 . 他人の土地の売主が目的物の所有権を買主に移転することができない場合において，買主は，その土地の所有者が売主でないことを契約時に知っていたときは，契約を解除することができない。
- 2 . 土地の売買で目的物に地上権が設定されていた場合において，買主は，契約時にそのことを知らず，かつ，そのためには契約をした目的を達することができないときは，契約を解除するとともに，売主に対して損害賠償を請求することもできる。
- 3 . 建物の売買で目的物に隠れた瑕疵があった場合において，買主は，目的物の性質につき錯誤におちいった状態で売買の意思表示をしたときでも，売主に対して，隠れた瑕疵を理由とする損害賠償を請求することはできるが，錯誤による契約の無効を主張することはできない。
- 4 . 建物の売買で目的物に隠れた瑕疵があったために契約をした目的を達することができない場合において，買主による契約の解除は，目的物の引渡しの時から 1 年以内にしなければならない。

問題 39 [配点：6 点]

A は、B から賃借している甲建物を、C に転貸して引き渡した。この場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア . A が B に無断で C に甲建物を使用させた場合であっても、A の行為が B に対する背信的行為と認めるに足りない特段の事情のあるときは、B は C に対し、甲建物の引渡しを請求することはできない。
- イ . A が B に無断で C に甲建物を使用させた場合、A の行為が B に対する背信的行為と認めるに足りない特段の事情のないときは、B は、A B 間の賃貸借を解除しなくとも、C に対し、甲建物の引渡しを請求することができる。
- ウ . B は、A C 間の転貸を承諾した場合、C に対して甲建物の修繕義務を負う。
- エ . B は、A C 間の転貸を承諾した場合、C に対して賃料の支払を請求することができる。
- オ . B は、A C 間の転貸を承諾した場合、A の債務不履行を理由として A B 間の賃貸借を解除しても、C に対し、甲建物の引渡しを請求することはできない。

1 . アウ 2 . アエ 3 . イエ 4 . イオ 5 . ウオ

問題 40 [配点：6 点]

A は自動車運転中の過失により、歩道から飛び出してきた 5 歳の幼児 B と衝突し、死亡させた。B の親 C は、A に対して不法行為に基づく損害賠償を請求している。この事例に関する以下の記述のうち、判例のある場合は判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 . B の被った財産的損害の額を算定するにあたっては、B が生きていたならば将来得られたであろう賃金収入について、統計資料等を参考に算出することができる。
- 2 . B の被った精神的苦痛について慰謝料を請求する場合には、C が B の相続人である必要があるが、B が A に慰謝料を請求する意思表示をしていったことは必要ない。
- 3 . B の死亡により C が被った精神的苦痛についての慰謝料を請求することはできない。
- 4 . B が歩道から飛び出したことに C の監督上の過失が認められる場合には、裁判所はその事情を斟酌して、損害賠償を減額することができる。
- 5 . B の死亡により C が生命保険金を受け取った場合であっても、損害賠償は減額されない。

問題 41 [配点：6 点]

不法行為に関する以下の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 故意または過失により他人の権利または利益を侵害した未成年者は，これによつて生じた損害を賠償する責任を負わない。
2. 被用者が故意または過失により第三者に損害を加えた場合，その加害行為が被用者の従事する事業とは無関係のものであつても，使用者はその損害を賠償する責任を負う。
3. 請負人がその仕事について第三者に損害を加えた場合，注文または指図について過失がないときは，注文者はその損害を賠償する責任を負わない。
4. 土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じた場合，工作物の占有者は，損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときであつてもその損害を賠償する責任を負う。
5. 動物が他人に損害を加えた場合，動物の種類および性質に従い相当の注意をもつてその管理をしたときであつても，動物の占有者は，その損害を賠償する責任を負う。

問題 42 [配点：6 点]

父子関係に関する以下の記述のうち，判例がある場合には判例に照らして，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. A と B が婚姻をしたが，その数日後に A が海外で収監されて 4 年間帰国することができなく B と会うこともできないままであった。婚姻から 2 年後に B が C を懐胎し，A の帰国前に出産した。この場合において A が C の出生を知った時から 1 年を経過した後であつても，A は A C 間の父子関係を否定することができる。
2. 嫡出否認の訴えを提起できるのは夫と子のみであつて，妻（母）が提起することはできない。
3. 未成年者が認知を行う場合，法定代理人の同意を得なければならない。
4. 夫 A の死後に，凍結保存されていた A の精子を用いた人工授精によって妻 B が懐胎し，子 C を出産した場合，認知の訴えによって A C 間の父子関係を形成することができる。
5. 父 A が婚姻関係のない B との間の子 C を自分の子として養育しているときは，その養育の事実をもつて認知があったものとして，父子関係が形成される。

問題 43 [配点：6 点]

特別養子縁組に関する以下の記述のうち，誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア . 配偶者のない者は，特別養子縁組の養親となることができない。
- イ . 未成年者は，その年齢にかかわらず，特別養子縁組の養子となることができる。
- ウ . 特別養子縁組においては，離縁をすることができない。
- エ . 特別養子縁組の成立には，養子となる者の父および母の同意がなければならぬ。
- オ . 特別養子縁組をするには，家庭裁判所の審判がなければならない。

1 . アウ 2 . アオ 3 . イウ 4 . イエ 5 . エオ

問題 44 [配点：6 点]

遺産分割に関する以下の記述のうち，判例がある場合には判例に照らして，誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア . 共同相続人中のある者に債務を負担させることを内容とした遺産分割協議が成立した場合，他の共同相続人は，その債務の不履行を理由として，遺産分割協議を解除することはできない。
- イ . 共同相続人は，遺産の中に不動産が含まれる場合，共有物分割訴訟によって，その不動産の帰属を決定することができる。
- ウ . 包括遺贈がなされた場合，包括受遺者が参加しない遺産分割協議が成立しても，それは無効である。
- エ . 遺産の中に不動産が含まれ，それが賃貸されている場合，その不動産について遺産分割までに生じた賃料債権は，遺産分割を経るまでもなく，共同相続人に相続分の割合に応じて分割承継される。
- オ . 遺産分割は，相続の開始から 10 年以内にしなければならない。

1 . アイ 2 . アウ 3 . イオ 4 . ウエ 5 . エオ

問題 45 [配点：6 点]

遺言に関する以下の記述のうち，判例がある場合には判例に照らして，誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア．未成年者であっても，15 歳に達している場合には，遺言をすることができる。
- イ．遺留分権利者は，遺贈が遺留分を侵害する場合，受遺者に対して遺留分減殺請求権を行使することができる。
- ウ．遺留分権利者は，遺言による相続分の指定によって遺留分の侵害が生ずる場合には，遺留分に関する権利を主張することができない。
- エ．A が，「甲不動産を相続人の 1 人である B に相続させる」旨の遺言を残して死亡した場合，甲不動産の所有権は，遺産分割を経ずに，B に帰属する。
- オ．遺言は裁判所の検認を経なければならず，封印のある遺言書が家庭裁判所外で開封された場合，その遺言は無効となる。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

共通到達度確認試験(平成 26 年度試行試験)

刑 法

平成 27 年 3 月 12 日実施

科 目	憲法	刑法	民法
試験時間	13:00~13:50	14:30~15:20	16:00~17:15

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。

ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。

試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき 1 つのみマークしてください（2 つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけません。試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けた場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他不正行為を行った場合

問題 1~20 **〔配点：各 2 点〕**

以下の問題について、それぞれの内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。

問題 1

X は、某年 1 月 1 日に、A を鍵のかかった部屋に閉じこめたが、A は、同年 3 月 31 日に救出された。仮に、同年 3 月 1 日に施行された法改正により、監禁罪に対する法定刑が重くなったとすると、X には、重い新法が適用される。

問題 2

X は、夜間に自動車を運転中、過失によって歩行者 A に自車を衝突させ、衝突によって重傷を負い意識を失った A を車内に運び込んで再発進した。X は、はじめは A を病院に運ぼうと思ったが、しだいに事故の発覚が怖くなり、A を人気のない路上に放置して走り去った。放置された A は間もなく死亡したが、最初の衝突によって A が負った傷害が重く、仮に X が病院に直行していたとしても A は助からない可能性が高かつたとすれば、X は、A の死亡の結果について何ら罪責を負わない。

問題 3

現住建造物または他人所有の非現住建造物に対する不作為の放火が認められるための主觀的要件としては、判例によれば、既発の火力を利用して建造物を焼損させる意思までは必要なく、既発の火力により建造物が焼損されることを認容する意思があれば足りる。

問題 4

判例によると、覚醒剤を密輸入した者が、自分が輸入しようとした物が覚醒剤だと認識していなかったとしても、「日本に無許可で輸入することが法律上禁じられている物」という程度の認識があれば、覚醒剤輸入罪の故意を認めてよい。

問題 5

組立式サウナの製造販売業者である X が、十分な耐火構造を採っていない木製ベンチの下部に電熱炉の熱源を設置した組立式サウナを製造販売したところ、同サウナを使用した店舗でサウナから火災が発生した。火災に関する科学的・専門的な知見によると、その発火は、木製ベンチが長期間にわたる電熱炉の加熱によって漸次炭化し、無焰着火したことによるものだった。判例によれば、X に業務上失火罪が成立するのは、X が火災発生に至ったこの科学的な原因を認識できた場合に限られる。

問題 6

判例によれば、正当防衛の成否が問題となった事案において、「単に予期された侵害を避けなかったというにとどまらず、その機会を利用し積極的に相手に対して加害行為をする意思で侵害に臨んだとき」には、防衛の意思が欠け、正当防衛は成立しない。

問題 7

判例によれば、被害者の同意を得て傷害行為がなされた場合、それが生命に対する危険性を及ぼすものであるときは違法性は阻却されないが、承諾を得た目的が違法なものかどうかは違法性の判断に影響しない。

問題 8

精神の障害により、たとえ事物の是非善悪を弁識する能力が著しく減少していなかつたとしても、その弁識に従って行動する能力が著しく減少していた場合には、刑法39条2項の心神耗弱が認められる。

問題 9

わが国の刑法典の中には、類型的に期待可能性が欠如することを考慮したと解される規定があるが、このような個別規定がない場合に、期待可能性の欠如を理由として、超法規的責任阻却を認め、犯罪不成立とした最高裁判例は存在しない。

問題 10

不能犯における具体的危険説によれば、変質により爆発する可能性がまったくなくなっている手榴弾であっても、そのことを一般人が認識しえず、かつ行為者本人も認識することなく、殺意をもって、その手榴弾を人に向かって投げつけた場合は、殺人未遂罪が成立しうる。

問題 11

Xは、Aを射殺する意図で、2個の弾丸を装填した拳銃でAに発砲したが、2発とも命中しなかった。その後、後悔の念を抱くとともに、殺害の手段が尽きたので、そのまま逃走した場合、殺人罪の中止犯が成立する。

問題 12

XとYが、Aに対するナイフによる傷害を共謀し、両名で実行したところ、その過程で激昂したXが、殺意をもってAを刺殺した場合に、判例によれば、両名には殺人罪の共同正犯が成立するが、殺意のないYは38条2項により傷害致死罪の共同正犯の刑で処断される。

問題 13

Xは、被害者から金品を喝取しようと企て、被害者を監禁し、その際に被害者に対して加えた暴行により傷害を負わせ、さらに、これら監禁のための暴行等により畏怖している被害者をさらに脅迫して自動車1台を喝取した。判例によれば、この場合の監禁致傷罪と恐喝罪は、手段と結果の関係にあるから、牽連犯となる。

問題 14

判例によれば、刑法 230 条の 2 の規定は人格権としての個人の名誉の保護と憲法 21 条による正当な言論の保障との調和をはかったものであるから、刑法 230 条の 2 第 1 項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信したときは犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しない。

問題 15

X が A を殺害した直後、同人が所持していた財布を領得する意思が生じ、その財布を持ち去った場合、判例によれば、X には殺人罪のほか、窃盗罪が成立しうる。

問題 16

X は午前 0 時頃から午前 4 時頃まで、A の自動車を無断で乗り回していた。判例によれば、X が自動車を奪った時点で自動車を返還する意思がある場合には、窃盗罪が成立する余地はない。

問題 17

X は、自己が A であるかのように装って、銀行員 B に A 名義の預金口座の開設を申し込み、その旨誤信した B から預金通帳の交付を受けた。判例によれば、X には 1 項詐欺罪が成立する。

問題 18

X は、高級自転車を盗まれた A からその取戻しの依頼を受け、調査をしたところ、知人 B が窃盗犯人であることを突き止めたが、B から「5 万円払ったら売ってやる」と言われたため、A に対して 5 万円を支払うように強く要求し、同人から受け取った 5 万円を B に交付した上で、盗まれた自転車を B のもとから A 宅に運搬した。判例によれば、X の行為は被害者による盗品等の正常な回復を困難にするものであるから、盗品等運搬罪を構成する。

問題 19

X が A の承諾を得て A 名義の文書を作成した場合、判例によれば、A が承諾している以上、作成された文書の名義人と作成者との人格の同一性が認められるから、私文書偽造罪が成立する余地はない。

問題 20

判例によれば、捜査段階における参考人は証拠隠滅罪にいう「他人の刑事事件に関する証拠」にはあたらないから、捜査段階で参考人を隠匿したとしても、証拠隠滅罪は成立しない。

問題 21 [配点 6 点]

因果関係に関する以下の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. いわゆる条件説と相当因果関係説が対立するのは，行為時に特殊な事情があった場合であり，行為後に特殊な事情が介入した場合については，両説は対立するものではない。
2. X は，A の腕に傷を負わせようと思って投石した。石は，狙い通り A の腕に当たり，これに傷を負わせた。そこで A は病院に向かったが，その途中，交通事故にあって死亡した。X には，因果関係の錯誤がある。
3. X は，深夜，A に暴行を加え，A は，脳しんとうを起こして意識を失ったにすぎず，致命的なものではなかった。X は，A を人通りのない港の岸壁に放置したところ，その後，何者かが，A の頭を拳銃で打ち抜き，A は即死した。この場合，その何者かの射殺行為が予見不可能なものであっても，X の暴行と A の死亡との間の因果関係は肯定されることになる。
4. X と Y は，共同して，A に激しい暴行を加えた。懸命に逃げだした A は，X らに追跡され，再度暴行を加えられることに対する激しい恐怖から，付近にあった高速道路内に逃げ込み，路面を横切ろうとしたところ，折から走行してきた乗用車にはねられ，死亡した。判例は，このような場合，被害者が高速道路に逃げ込むことは極めて危険な行為であり，著しく不相当，不自然であって，予見は不可能であるとしつつも，X らの激しい暴行がなければそのようなことは起こらなかつたとして，X らの行為と A 死亡との間の因果関係を肯定している。
5. X は，A の頭部に激しい暴行を加え，放置すれば死亡に至りうる重度の脳内出血を生じさせた。病院に搬送された A は，集中治療を受けて急速に回復し，生命の危機を脱して，意識も戻り，一応日常生活を送れる程度まで回復したが，退院前夜，何者かが病院に放火し，熟睡中だった A は退避することができず，焼死した。この事例において，行為自体の有する危険性が結果へと実現した場合に因果関係を肯定するという見解にたった場合，X の行為と A の死亡との間には，因果関係は認められない。

問題 22 [配点 6 点]

具体的事実の錯誤の処理をめぐって、次のア説とイ説が主張されているものとする。これに関する下の記述 1~5 のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

[ア説] 行為者の認識した事実と、発生した事実とが、ともに同一の犯罪構成要件に該当する事実である限り、行為者は発生した事実について故意犯の罪責を負う。

[イ説] 行為者の認識した事実と、発生した事実とが、ともに同一の犯罪構成要件に該当し、かつ、同一の法益主体に生じる事実である限り、行為者は発生した事実について故意犯の罪責を負う。

1. X は、A を殺害しようと考え、路上で至近距離から A の頭部を狙ってけん銃で発砲したが、弾丸は A に当たらず、A のわきをかすめ、道路の反対側を歩いていた B の胸に命中して、B が死亡した。ア説によると、X に殺人罪は成立しない。
2. X は、A を殺害しようと考え、路上で至近距離から A の頭部を狙ってけん銃で発砲したが、弾丸は A に当たらず、A のわきをかすめ、道路の反対側を歩いていた B の足に命中して、B が負傷した。ア説によると X に殺人未遂罪が成立しうるが、イ説によると X に殺人未遂罪が成立する余地はない。
3. X は、A を殺害しようと考え、通行人の多い路上で A を狙って散弾銃を発砲したところ、弾丸は A に命中するとともに、近くを歩行していた B にも命中し、A と B が負傷した。X は、周囲の人にも散弾が命中するかもしれないが、A を殺害できるのであればそれでもかまわないと思っていた。この場合、イ説によると、X には A に対する殺人未遂罪、B に対する過失傷害罪が成立する。
4. X は、A を自動車事故によって殺害しようと考え、ふだん A しか乗らない A の通勤用の自動車のブレーキを夜のうちに壊しておいた。ところが翌朝、A は風邪で欠勤し、A の妻 B が、A の代わりに薬を買いに行こうとして同車を運転したため、その運転中にブレーキが効かず B が事故死するに至った。この場合、イ説によると、X に殺人罪が成立するが、ア説によると、X の殺人罪の成立について争いが生じる。
5. X は、傷害を負わせるつもりで A の頭を狙って同人に對し石を投げつけたが、狙いがはずれて石が A の右足に命中し、A は右足に傷害を負った。この場合、ア説かイ説かによって、X の罪責に違いは生じない。

問題 23 [配点 6 点]

急迫不正の侵害に対して暴行の故意により防衛行為（第 1 暴行）に及んだ者が、侵害が終了した後も、時間的・場所的に連続して暴行の故意によりさらに攻撃（第 2 暴行）に及んだが、第 1 暴行のみを単独で評価した場合には防衛行為の相当性の要件を満たしていた、という場合の扱いについて、学生 A が自らの主張を述べている。これに対する論評として、明らかに誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【学生 A】第 2 暴行が防衛の意思により行われたのであれば、第 1 暴行と第 2 暴行を一連一体のものと捉え、全体を過剰防衛と評価するべきである。

ア．A の見解によれば、第 2 暴行が、さらなる侵害のおそれがないことを十分に認識したうえでなされた場合には、このような扱いはなされない。

イ．A の見解は、過剰防衛の刑の減免根拠として、違法減少説をとる場合には成り立ちはしない。

ウ．A の見解に対しては、それ自体としては正当防衛に当たりうる第 1 暴行を、遡って違法と判断するものであるという批判がある。

エ．A の見解によれば、第 2 暴行が防衛の意思により行われたが、より重大である第 1 暴行から死亡結果が発生し、第 2 暴行は死亡結果に影響を及ぼしていない場合には、傷害致死罪の成立を肯定する余地はない。

オ．A の見解によっても、第 1 暴行がそれ自体としてみれば正当防衛にあたることを、被告人に有利な情状として量刑上考慮することは否定されない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 24 [配点 6 点]

つぎの【事例】に関する以下の記述のうち，判例・裁判例に照らして，正しいものを 1 つ選びなさい。

【事例】

X は，飲食店で飲酒していた際，女性従業員に言い寄ったが拒絶されたことに怒り，そばにあった果物ナイフで，殺意をもって，X を制止した A の首を刺し，死亡させた。X は刺突行為時，多量に飲酒したために，病的酩酊による心神喪失の状態にあったが，X には，多量に飲酒した場合に暴行を加える習癖があった。

1. 飲酒行為時に，X に暴行の故意が認められる場合には，故意犯として連續性が認められるから，X には殺人罪が成立する。
2. 刺突行為時に，X に殺意が認められ，飲酒行為時に責任能力が肯定される以上，X には殺人罪が成立する。
3. 飲酒行為時に，X に暴行および殺人の故意が認められず，自己の習癖を自覚していることから，飲酒を抑止して危険の発生を防止する注意義務違反しか認められない場合には，X には過失致死罪が成立する。
4. 飲酒行為時に，X に暴行の故意が認められる場合には，X には傷害致死罪と殺人罪が成立し，両罪は觀念的競合の関係に立つ。
5. 刺突行為時に，X は心神喪失の状態にあったのだから，X には暴行および殺人の故意を認めることはできず，飲酒行為時の過失を肯定して，X には過失致死罪が成立する。

問題 25 [配点 6 点]

間接正犯の実行の着手時期に関しては、大別して、利用者の利用行為時に求める見解（A説）と、被利用者の行為時に求める見解（B説）が主張されている。以下の記述のうち、A説の根拠、ないしはA説からB説に向けられた批判を組み合わせたものを1つ選びなさい。

- ア．正犯行為としての実行行為と、未遂行為としての実行行為を同一視すべきではない。
- イ．被利用者に規範意識の障害がないということは、結果発生の切迫した危険性を基礎づけるというべきである。
- ウ．利用者自らが直接、犯罪を行う場合における実行の着手時期と比較して均衡を失するおそれがある。
- エ．共犯従属性説を前提とする限り、教唆犯における実行の着手時期と比較して均衡を失するおそれがある。
- オ．利用行為が終了すれば、それ以後は、結果に向かっての因果関係の進行過程にすぎないと考えるべきである。

1．アイ 2．アウ 3．イオ 4．ウエ 5．エオ

問題 26 [配点 6 点]

「狭義の共犯の処罰根拠は、正犯者を通じて法益侵害結果を因果的に惹起することである」とする見解の射程に関する以下の論評につき、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア．この見解からは、教唆犯について共犯関係の解消を認めるためには、正犯者の犯罪実行意思を翻意させることが必要になると結論を導き出しやすい。
- イ．この見解からは、承継的共犯について、承継を肯定する結論を導き出しやすい。
- ウ．この見解からは、正犯者に構成要件該当性、違法性、責任が備わっていなければ共犯は成立しないとする結論を導き出しやすい。
- エ．この見解からは、片面的幫助は成立する余地がないとする結論を導き出しやすい。
- オ．この見解からは、正犯者Xが窃盗実行中に、Yが意思を通じることなく見張りを行ったが、その行為はXに気づかれることなく、かつXの犯罪遂行にまったく影響を与えたなかった場合に、Yにつき共犯の成立を否定する結論を導き出しやすい。

1．アイ 2．アオ 3．イウ 4．ウエ 5．エオ

問題 27 [配点 6 点]

住居等侵入罪に関する以下の記述のうち，判例に照らして，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. Xは，実父AらとともにA宅に居住していたが，家出した。Xは，家出後，半年以上 1 度も A 宅には戻らずにいたが，手持ちの金員が無くなつたので，強盗の目的で，深夜，知人YとともにA宅に密かに侵入した。この場合でも，A宅はXの住居でもあるため「人の住居」に該当せず，Xの行為は住居侵入罪を構成しない。
2. 現金自動預払機利用客のキャッシュカードの暗証番号等を盗撮する目的で現金自動預払機が設置された銀行支店出張所に営業中に立ち入った場合であっても，その立入りの外観が一般的の現金自動預払機利用客と異なるものでない限り，そのような立入りは同所の管理権者の意思に反するものではないから，建造物侵入罪は成立しない。
3. Xは，交通違反等の取締りに当たる捜査車両のナンバーを把握するため，A警察署の堀の上によじ上り，堀の上部に立って，同警察署の中庭を見た。当該堀は，高さ約 2.4 メートル，幅約 22 センチメートルのコンクリート製で，A 警察署敷地内への外部からの交通を制限し，みだりに立入りすることを禁止するために設置されており，堀の外側から内部をのぞき見ることもできない構造であった。この場合，堀は建造物ではないから建造物侵入罪は成立せず，また，XはA警察署敷地内をのぞき見る意思を持っていたにとどまるから建造物侵入未遂罪も成立しない。
4. 管理権者が立入り拒否の意思を積極的に明示していない建造物に侵入した場合は，当該建造物の性質，使用目的，管理状況，管理権者の態度，立入りの目的などからみて平穏な立入りといえるか否かにより，建造物侵入罪の成否を判断すべきである。
5. 官公庁職員およびその家族が居住し，当該官公庁が管理する公務員宿舎である集合住宅において，1 階出入口から各室玄関前までの部分は，「人の看守する邸宅」として，邸宅侵入罪の客体になる。

問題 28 【配点 6 点】

以下は刑法上の公務と業務の関係について学生 A～D 間で交わされた【議論】である。A～D は、【見解】ア～エのいずれか 1 つを支持しており、同じ見解を支持している者はいない。このとき、各人が支持している見解のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【議論】

学生 A：業務妨害罪と公務執行妨害罪とでは保護法益が異なる。したがって、偽計・威力によって公務を妨害したとしても業務妨害罪は成立しないと解するべきである。

学生 B：しかし、現行法は、業務妨害罪における業務に特段の限定を設けているわけではないのだから、現行法の解釈としては、公務を業務から除外する理由はないであろう。

学生 C：確かに公務をすべて業務から除外するのは問題であるが、暴行・脅迫に至らない偽計・威力による抵抗に対して自らこれを排除して執行を遂げができる公務についてまで業務妨害罪で保護する必要はないのではないか。

学生 D：私も C さんと同じように、自力で抵抗を排除することができる公務まで業務に含めるのは妥当ではないと思う。

学生 C：しかし、D さんは、自力で抵抗を排除する力を有していない公務については業務妨害罪と公務執行妨害罪の双方で保護されると考えている点で私とは異なる。私は、そのような公務についてのみ二重の保護を与えることには理由がないと思う。

学生 D：その点については、公務は公共の福祉を目的とするものであるから、民間の業務より厚く保護されると考えることに合理性があると思う。

【見解】

ア：公務もすべて業務に含まれるとする見解

イ：公務は業務に含まれないとする見解

ウ：一定の基準（現業性、民間類似性、非権力性など）により、もっぱら業務妨害罪の対象となる公務ともっぱら公務執行妨害罪の対象となる公務に分けられるとする見解

エ：権力的・支配的公務は業務に含まれないが、非権力的・非支配的公務は業務に含まれ、後者は業務妨害罪の対象になるとともに公務執行妨害罪の対象ともなるとする見解

1. A - イ , B - ウ 2. B - エ , C - ウ 3. C - エ , D - ウ

4. B - ア , C - ウ 5. A - ウ , D - エ

問題 29 [配点 6 点]

窃盗罪の成立範囲について、学生 A と学生 B がそれぞれの主張を述べている。両者の見解について論評したものとして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【学生 A】窃盗罪は被害者の占有を保護するものであるから、窃盗犯人の占有のように不正な占有であっても、それを占有者の意思に反して侵害した場合には窃盗罪の構成要件に該当する。

【学生 B】窃盗罪が成立するためには、被害者が正当な権原のもと、財物を占有している必要がある。したがって、窃盗犯人から被害者が財物を取り戻す行為は、そもそも窃盗罪の構成要件に該当しない。

ア．判例の立場は、基本的に学生 A が述べている見解を前提とするものと考えられている。

イ．B の立場からは、窃盗の被害者 X が、窃盗犯人 Y に暴行・脅迫を加えて、その反抗を抑圧して被害品を取り戻した場合、X には強盗罪が成立することになる。

ウ．A の立場からも、権利者による正当な取り戻し行為であれば、自救行為として違法性が阻却される余地がある。

エ．A の立場については、刑法上の構成要件該当性の判断が、民事上の権利関係の判断に連動するのは妥当ではないという批判が向けられている。

オ．B の立場からは、X の所有する財物を Y が適法な賃借権に基づいて占有している場合に、X が Y から財物を奪取する行為は、X に所有権が認められる以上、窃盗罪の構成要件に該当しない。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ

問題 30 [配点 6 点]

以下の記述のうち，判例に照らして，誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア．市長 X は，自己名義の銀行口座に預けて保管していた市の公金を，自己の借金の返済にあてるため引き出した。X の行為には業務上横領罪が成立する。
- イ．X は，A が窃盗行為により得た高価な壺の保管を委託された。しかし，X は生活費に困っていたため，それを B に売りその代金を領得した。X の行為には単純横領罪が成立する。
- ウ．未成年後見人である祖母 X は，管理していた被後見人である孫 A の貯金を引き出して費消した。X の行為には業務上横領罪が成立し，親族相盜例が準用される。
- エ．X は，A のために自己所有の土地に 1 番抵当権を設定した。しかし，その後，B のために抵当権を設定し，B の抵当権の方を先に登記した。X の行為には単純横領罪が成立する。
- オ．X は，A から，代金を 36 回の月賦払で完済するまでは A に所有権を留保する，という契約で自動車を購入した。しかし，X は，ギャンブルで金がなくなり，3 回支払った時点でその自動車を自分の借金の債権者である B に担保として提供した。X の行為には単純横領罪が成立する。

1．アイ 2．アウ 3．イウ 4．ウエ 5．エオ

科目名：憲法

問題番号	正解番号
1	2
2	1
3	1
4	2
5	2
6	2
7	1
8	2
9	1
10	2
11	1
12	1
13	2
14	2
15	2
16	1
17	1
18	1
19	2
20	2
21	4
22	5
23	3
24	1
25	3
26	2
27	5
28	4
29	1
30	2

科目名：民法

問題番号	正解番号
1	1
2	1
3	2
4	2
5	2
6	1
7	2
8	2
9	1
10	2
11	1
12	1
13	2
14	1
15	1
16	1
17	2
18	2
19	1
20	2
21	1
22	1
23	1
24	2
25	2
26	1
27	2
28	1
29	1
30	2
31	4
32	4
33	5
34	4
35	3
36	4
37	5
38	2
39	5
40	3
41	3
42	1
43	3
44	3
45	5

科目名：刑法

問題番号	正解番号
1	1
2	2
3	1
4	2
5	2
6	2
7	2
8	1
9	1
10	1
11	2
12	2
13	2
14	2
15	1
16	2
17	1
18	1
19	2
20	2
21	5
22	5
23	3
24	3
25	3
26	2
27	5
28	4
29	1
30	4

平成 26 年 1 月 26 日

全ての法科大学院長 各位

京都大学法科大学院長 洲崎博史
東京大学法科大学院長 白石忠志
一橋大学法科大学院長 阪口正二郎
(五十音順)

共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）へのご参加のお誘い

いつもお世話になっております。

共通到達度確認試験（仮称）は、平成 25 年 7 月の法曹養成制度関係閣僚会議の決定に基づき、文部科学省において、中央教育審議会の審議を踏まえ、早期実現を目指すこととされ、本年 10 月の同審議会提言においても、本年度中に試行することとされています。法学未修者の教育の質を対外的に保証し、法学未修者が自己の学修到達度を自ら把握して学修の進め方等を見直すことを可能とする共通の仕組みを設け、また、将来的には、共通到達度確認試験（仮称）の結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することとする可能性も想定されています。

このたび、京都大学・東京大学・一橋大学の 3 大学が、文部科学省から委託を受け、政府の取組である本年度中の試行について、その実施をすることとなりました。この方法は今年度限りのものであり、平成 27 年度以降については、改めて文部科学省において実施体制が検討されるものと理解しております。

そこで、この試行について、全ての法科大学院にご参加のお誘いをすることとしました。前記のような共通到達度確認試験（仮称）のメリットを、希望される法科大学院に早期から広く共有していただきたいと考えたものです。

具体的には、別紙 1 のような実施要項（概要）に基づき実施したいと考えております。これを前提として、ご参加の有無をご回答ください。私ども 3 大学においても、諸事多難で予算・時間・人的資源も極めて限られたなか、政府の取組であることに鑑みて文部科学省の委託をお引受けしています。簡素な試行とならざるを得ないこと、当日の実施体制は各法科大学院のご負担によらざるを得ないこと等について、事情をご賢察のうえご検討いただけますと幸いです。

【ご回答・お問い合わせ先】

東京大学大学院法学政治学研究科大学院係

shien2@j.u-tokyo.ac.jp（ご回答等はメールで結構です。）

〒113-0033 東京都文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号

電話 03-5841-3111, 3110（9 時 00 分～17 時 00 分）

ご回答締切：平成 27 年 1 月 19 日（月）（別紙 2 の様式をお使いください。）

別紙1**共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）実施要項（概要）**

以下のような内容にご賛同いただけることを前提として、各法科大学院の参加を募り、実施する。

1 全体の実施体制

京都大学・東京大学・一橋大学（以下「3大学」という。）が全体の実施に係る事務を行う。問題作成・分析は、3大学を中心とした教員が行う。問題用紙等の発送、解答用紙の集約、結果分析に係る事務等を公益社団法人商事法務研究会（以下「商事法務研究会」という。）に依頼する。

2 試験科目、出題範囲・難易度、試験方式

「憲法」、「民法」及び「刑法」の3科目。

出題範囲は、未修1年次で学修すべき事項とする。難易度は、法科大学院における共通的な到達目標モデルで示された内容を考慮しつつ、未修1年次学生に対して実施される試行試験という今回の目的に照らして適切なものとなるよう、設定・調整を行う。

全て短答式（マークシート方式）による。

3 対象学生

未修1年次学生（留年者を含む。）に限る。

参加を希望する学生のみで差し支えない。

* 後記8のように、学生個人の成績は当該学生しか知り得ないことを、適宜、学生に知らせて、募集していただくことになります。

4 試験実施日時

平成27年3月12日（木）13：00～17：15

憲法（30問） 13：00～13：50（50分）

刑法（30問） 14：30～15：20（50分）

民法（45問） 16：00～17：15（75分）

これより前の日時（同日のこれより前の時刻を含む。）に実施することはできない。

これより後の日時に実施する場合は、問題用紙・解答用紙等を提供するが、採点・分析の対象とはしない。

* 昨今はSNS等により簡単に全国に情報が伝わりますので、これより前の日時に一部で実施すると試行試験の意義が失われてしまいます。これより後の日時に実施することについては後記7をご参照ください。

5 問題用紙・解答用紙等の送付

試験実施日時に間に合うよう商事法務研究会から各法科大学院に送付する。

6 当日の実施体制

持込みの許否、遅刻・早退の許否等につき、あらかじめお知らせする方法によってていただくほかは、各法科大学院の定期試験の実施体制に準じて実施していただく。試験監督者的人件費等の費用が発生する場合は、各法科大学院の負担とする。

7 解答用紙の返送

商事法務研究会（東京都中央区）に平成27年3月16日（月）午前必着。
それより後に到着した場合は、その法科大学院に係るデータは作成しない。

- * 年度内に分析結果を出す必要があり、かつ、予算が極めて限られておりコンピュータを1回しか使用できないための措置です。

8 各法科大学院（3大学法科大学院を含む。）に提供されるデータ

分析結果のうち、全体に関するものと、その法科大学院に関するものとを、提供する。ただし、個別の受験者（受験番号）に関する採点結果の情報は、法科大学院には提供しない。

- * 学生において、今回の試行試験の結果が成績評価等に流用されるのではないか等の疑念を生ぜしめないための措置です。
- * マークシートには、商事法務研究会が定めた方法により各法科大学院が参加学生に割り振った受験番号の記入欄を置き、氏名等の記入欄は置かない予定です。問題作成・分析を行う教員及び商事法務研究会は、受験番号以外の参加学生の個人情報を取得しないことになります。

9 参加学生に提供されるデータ

参加学生への情報提供は、自己採点方式（参加学生が試験時間中に自らの解答を問題用紙に記録し、問題用紙を持ち帰る方式。）を前提とし、試験実施日時後の適宜の時期に、正解および全体の概括的な分析結果をインターネット上で公表する。それ以上の情報提供等は行わない。

- * 簡素な試行試験とするための措置です。

以上

別紙2

共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）への参加について（回答）

◎ 次の各設問について、該当する数字をそれぞれの回答欄に御記入ください。

（設問1）共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）の参加についてお聞かせください。

- 1 参加を希望する
- 2 参加を希望しない

回答	
----	--

（設問2）設問1において「1 参加を希望している」と御回答の場合、対象学生数（未修1年次学生〔留年者を含む。〕）についてお聞かせください。

回答	名
----	---

◎ 貴法科大学院の御担当者の連絡先等について御記入ください。

法科大学院名	
郵便番号・住所	
所属・役職	
フリガナ	
担当者名	
T E L	
F A X	
E-Mail	

平成 27 年 1 月 30 日

共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）に
ご参加いただく法科大学院長 各位

京都大学法科大学院長 洲崎博史
東京大学法科大学院長 白石忠志
一橋大学法科大学院長 阪口正二郎
(五十音順)

共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）の実施につきまして

このたびは、共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）についてご参加の回答を頂きましてありがとうございました。

今年度の試行試験については別紙 1 のような実施要領に基づき実施することを検討しております。

また、試験当日の試験監督アナウンスメモ（例）についても、別紙 2 のとおりお送りいたしますので、各大学の実施方法に合わせて適宜変更の上、ご利用ください。

併せて別紙 3 をご覧いただき、対象学生数と受験番号の付番ルールおよび 3 月に送付される問題冊子と解答用紙の数量をご確認ください。（受験番号は商事法務研究会で定めた方法により、各大学において参加学生に割り振ります。その周知方法は各大学の裁量に委ねます）

実施方法に関して更に確認が必要な点などございましたら、下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

なお、試験当日までの今後の予定は以下の通りです。

2 月上旬頃まで：各大学より対象学生へ実施についての周知（随時）

　試験監督、試験実施会場の確保、（その他、各大学で必要な事前準備）

2 月下旬頃まで：各大学より参加学生へ受験番号についての周知

3 月 10 日(火)頃：試験用資材(問題冊子・解答用紙)到着

　(3 月 6 日 (金) 頃商事法務研究会から発送予定)

3 月 12 日(木)午後：試験実施日

3 月 16 日(月)：試験参加校より商事法務研究会に解答用紙到着(午前必着)

【お問い合わせ先】

東京大学大学院法学政治学研究科大学院係

shien2@j.u-tokyo.ac.jp

〒113-0033 東京都文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号

電話 03-5841-3111, 3110 (9 時 00 分～17 時 00 分)

共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）実施要領

以下の内容に留意の上、各大学にて試験を実施いただきます。

一般的注意事項

- ・以下の日程で試験を実施する。これより前の日時（同日のこれより前の時刻を含む）に実施することはできない。これより後の日時に実施する場合は、問題冊子・解答用紙等を提供するが、採点・分析の対象とはしない。

平成 26 年度試行試験時間割

平成 27 年 3 月 12 日（木）13：00～17：15

憲法（30問） 13：00～13：50（50分）

刑法（30問） 14：30～15：20（50分）

民法（45問） 16：00～17：15（75分）

【周知等】

- ・本試験の実施に関する学生への周知にあたって、平成 26 年 1 月 26 日付けの全国の法科大学院長宛文書別紙 1 における実施要項に記載されている事項は適宜引用して構わない。
- ・各大学における参加学生の事前登録は必ずしも必要としない。
- ・3 科目すべてを受験しない学生の参加を妨げない。
- ・受験票は発行しないが、必要であれば各大学において適宜発行しても良い。

【実施体制】

- ・試験監督員の人数、体制は各大学の裁量に委ねる。
- ・受験番号は商事法務研究会で定めた方法により、各大学において参加学生に割り振る。その周知方法は各大学の裁量に委ねる。
- ・試行試験であるため問題冊子送付後の試験問題の訂正措置はとらない（試験問題に関する学生の質問には回答しない。ただし、試験問題に関する疑義があった場合は内容をメモし、試験実施後に東京大学に報告する）。

【試験の実施】

- ・受験者は、各試験の開始時刻の 20 分前までに各大学の試験会場に入室することとする。ただし、各大学の事情により入室時刻は適宜変更して構わない。
- ・遅刻限度は各科目の試験開始後 20 分とする。
- ・試験開始後（解答用紙の回収時間を含む）の途中退場はできない。ただし、体調不良やトイレ等の申出があった場合は、試験監督員が付き添った上で、一時退室をしても良い。
- ・学生証を持参し、試験中は机の上の監督者が見やすい場所に置く（やむを得ない事情で学生証が持参できない場合の扱いについては各大学の裁量に委ねる）。
- ・机の上に置けるものは、学生証、鉛筆（B または HB）、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計、眼鏡。六法を参照することはできない。その他について

は、各大学の裁量に委ねる。なお、学生には各大学においてこのことを事前に周知する。
その周知方法は各大学の裁量に委ねる。

- ・参加学生には問題文の表紙に記載してある注意事項を遵守させる。

【問題冊子・解答用紙】

- ・問題冊子は参加学生に持ち帰らせる。
- ・問題冊子の残部の取り扱いについては各大学の裁量に委ねる。
- ・解答用紙の残部は各大学において廃棄する。
- ・解答用紙（答案）の返送方法については商事法務研究会から別途通知する。

【受験特別措置】

- ・受験特別措置の実施については各大学の裁量に委ねる。その際に必要となる諸経費は各大学が負担する。

【正解および全体の概括的な分析結果の公表】

- ・送付された電子データを各大学においてウェップ上に掲載する。その周知方法は各大学の裁量に委ねる。

【その他】

- ・上記に記載の無い事項については、各大学の定期試験実施要領等に準じて試験を実施して差し支えない。

共通到達度確認試験(平成 26 年度試行試験)のアナウンスについて

以下は平成 27 年 3 月 12 日実施の共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）のアナウンス例ですのでご参照ください。各大学の事情により適宜変更して構いませんが、☆の事項は必ずアナウンスしてください。

※板書事項「共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）」

科目名「〇〇」 試験時間 「〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分」

【試験開始 20 分前迄】 (この時間までに受験者入室)

【試験開始 10 分前頃】

- これから共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）の「〇〇」（科目名）を開始します。
- 学生証はケース等から取り出し、机の上の監督者が見やすい場所に置いてください。
- 六法を参照することはできません。机の上に置けるものは、学生証、鉛筆（B または H B）、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計、眼鏡です。それ以外のものはバッグ等にしまってください。
- 試験は公正に行われなければならず、不正な行為は絶対に行ってはなりません。携帯電話等は、電源を切り、バッグ等にしまってください。また、これらを時計として使用することはできません。携帯電話等または参考文献等を身に付けていた場合は理由のいかんを問わず不正行為とみなしますので特に注意してください。
- 解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。
- 試験時間は、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までです。試験監督者の時計を基準とします。
- 各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席する場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。
- 問題冊子は切り離さないでください。カンニングペーパーと見誤られ不正行為と認定される危険があります。
- ☆ 試験の採点は第三者機関が実施し、個々の学生の成績は法科大学院及び受験者には提供されません。また、法科大学院での成績評価には一切反映されません。
正解および全体の概括的な分析結果は試験実施後の適宜の時期に、この法科大学院のウェブサイト上で公表されます。受験した試験の問題冊子は持ち帰ることができます。試験結果を知るためには各自、持ち帰った問題冊子をもとに自己採点することとなりますので、試験後の自己採点のために自身の解答を問題冊子に転記しておくようにしてください。（※繰り返し）

【試験開始 5 分前頃】 (受験者数の多い科目は、早めに配布の指示をしてください。)

- これから、マークシートの解答用紙と問題冊子を配付します。
開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 解答用紙の所定欄に、試験科目・受験番号の必要事項を記入し、正確にマークしてください。
記入しおわったら問題冊子の注意事項をよく読んでください。

【試験開始】

- 解答始め。（試験開始 20 分までは遅刻者の入室を許可する。それ以降は入室不可。）

【試験終了 10 分前】

- 試験終了まであと 10 分です。
解答用紙の所定欄に必要事項を記入したか、もう一度確かめてください。
- 正解および全体の概括的な分析結果は試験実施後の適宜の時期に、この法科大学院のウェブサイト上で公表されます。受験した試験の問題冊子は持ち帰ることができます。試験結果を知るためには各自、持ち帰った問題冊子をもとに自己採点することとなりますので、試験後の自

己採点のために自身の解答を問題冊子に転記しておくようにしてください。

【試験終了】

- 解答やめ。筆記用具を擱いてください。筆記用具を持ち続けると不正行為とみなします。
- 解答用紙の所定欄に、試験科目・受験番号の必要事項を記入し、正確にマークしているか必ず確認してください。訂正の必要がある場合は挙手をしてください。(試験監督員の立ち会いのもと訂正をさせる。)
- 解答用紙を回収します。全受験者のマークシートの解答用紙を試験監督が回収するまで、退出する事はできません。
回収が完了するまで静かに席で待ってください。

【解答用紙回収後】

- この時間の試験はこれで終了です。
- 問題冊子は持ち帰ってください。
- (憲法、刑法の場合) 次の「〇〇」(科目名) の試験は〇〇時〇〇分開始ですので、20 分前の〇〇時〇〇分には、入室していてください。
- (民法の場合) これで試験は全て終了しました。学生証等忘れ物のないよう点検して、退室してください。

参加法科大学院・受験者

学校名	憲法実受験者	民法実受験者	刑法実受験者	3科目受験者
愛知大学法科大学院	9	9	9	9
青山学院大学法科大学院	7	7	7	7
大阪大学大学院高等司法研究科	8	8	8	8
大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻	11	11	11	11
岡山大学大学院法務研究科	16	16	16	16
香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科	2	2	2	2
学習院大学法科大学院	1	1	1	1
鹿児島大学法科大学院	2	2	2	2
金沢大学法科大学院	7	7	7	7
関西大学法科大学院	2	2	2	2
関西学院大学大学院司法研究科	17	17	17	17
関東学院大学法科大学院	7	7	7	7
九州大学法科大学院	8	8	8	8
京都大学法科大学院	29	28	28	28
京都産業大学大学院法務研究科	2	2	2	2
近畿大学法科大学院	3	3	3	3
熊本大学大学院法曹養成研究科	6	6	6	6
慶應義塾大学大学院法務研究科	15	15	15	15
甲南大学法科大学院	8	8	8	8
神戸大学法科大学院	12	12	12	12
國學院大學法科大学院	5	5	5	5
静岡大学大学院法務研究科	4	4	4	4
島根大学法科大学院	2	3	3	2
上智大学法科大学院	12	12	12	12
成蹊大学法科大学院	1	1	1	1
西南学院大学法科大学院	6	6	6	6
専修大学法科大学院	3	3	3	3
創価大学法科大学院	11	11	11	11
大東文化大学法科大学院	3	3	3	3
千葉大学大学院専門法務研究科	15	15	15	15
中央大学法科大学院	39	39	39	39
中京大学法科大学院	4	4	4	4
桐蔭横浜大学法科大学院	4	4	4	4
東京大学法科大学院	25	25	25	24
同志社大学法科大学院	8	8	8	8
東北大学法科大学院	10	10	10	10
東洋大学法科大学院	5	5	5	5
獨協大学法科大学院	5	5	5	5
名古屋大学法科大学院	9	8	9	8
南山大学法科大学院	5	5	5	5
新潟大学大学院実務法学研究科	1	1	1	1
日本大学大学院法務研究科	5	5	5	5
一橋大学法科大学院	11	11	11	11
広島大学大学院法務研究科	15	15	15	15
広島修道大学法科大学院	4	4	4	4
福岡大学法科大学院	4	4	4	4
法政大学法科大学院	4	4	4	4

北海道大学法科大学院	8	8	8	8
明治大学法科大学院	20	19	20	19
名城大学法科大学院	4	3	4	3
横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻	9	9	9	9
立命館大学法科大学院	11	11	11	11
琉球大学大学院法務研究科	4	4	4	4
早稲田大学大学院法務研究科	33	33	33	33
総受験者	481	478	481	476

資料 5

共通到達度確認試験（平成 26 年度試行試験）結果の概要

全受験者得点結果

得 点	最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (350 点満点)	322	58	217.61	476
科目別得点	憲 法 (100 点満点)	92	10	57.83
	民 法 (150 点満点)	148	28	99.36
	刑 法 (100 点満点)	98	20	60.31

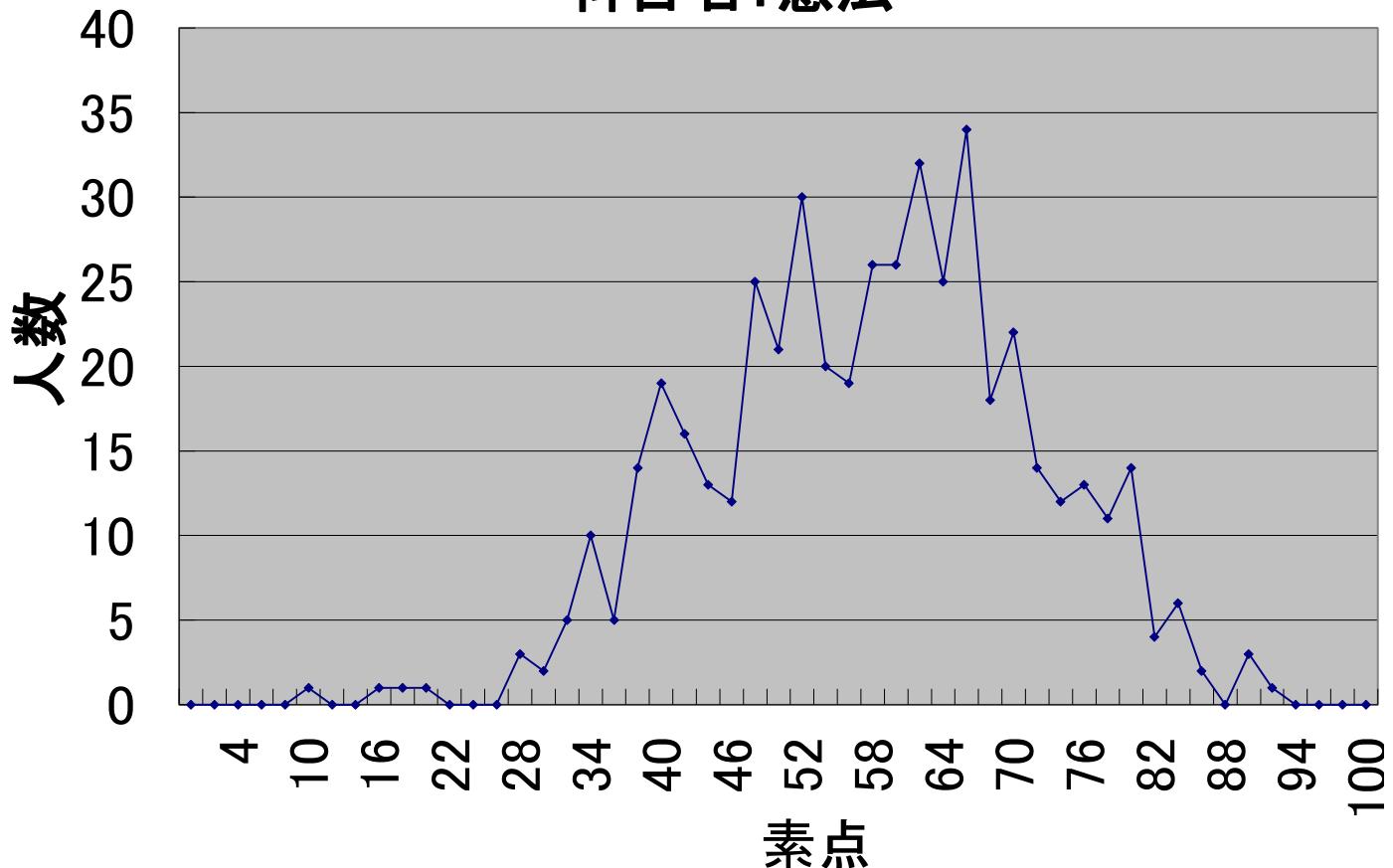
共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）成績分布表

科目名：憲法

素 点	偏 差 値	人 数	累 計	割 合 (%)
100	81	0	0	0
98	79	0	0	0
96	78	0	0	0
94	76	0	0	0
92	75	1	1	0.2
90	73	3	4	0.8
88	72	0	4	0.8
86	71	2	6	1.2
84	69	6	12	2.5
82	68	4	16	3.3
80	66	14	30	6.2
78	65	11	41	8.5
76	63	13	54	11.2
74	62	12	66	13.7
72	60	14	80	16.6
70	59	22	102	21.2
68	57	18	120	24.9
66	56	34	154	32
64	54	25	179	37.2
62	53	32	211	43.9
60	52	26	237	49.3
58	50	26	263	54.7
56	49	19	282	58.6
54	47	20	302	62.8
52	46	30	332	69
50	44	21	353	73.4
48	43	25	378	78.6
46	41	12	390	81.1
44	40	13	403	83.8
42	38	16	419	87.1
40	37	19	438	91.1
38	36	14	452	94
36	34	5	457	95
34	33	10	467	97.1
32	31	5	472	98.1
30	30	2	474	98.5
28	28	3	477	99.2
26	27	0	477	99.2
24	25	0	477	99.2
22	24	0	477	99.2
20	22	1	478	99.4
18	21	1	479	99.6
16	19	1	480	99.8
14	18	0	480	99.8
12	17	0	480	99.8
10	15	1	481	100
8	14	0	481	100
6	12	0	481	100
4	11	0	481	100
2	9	0	481	100
0	8	0	481	100

人 数 481
 平均点 57.834
 標準偏差 13.707

科目名：憲法



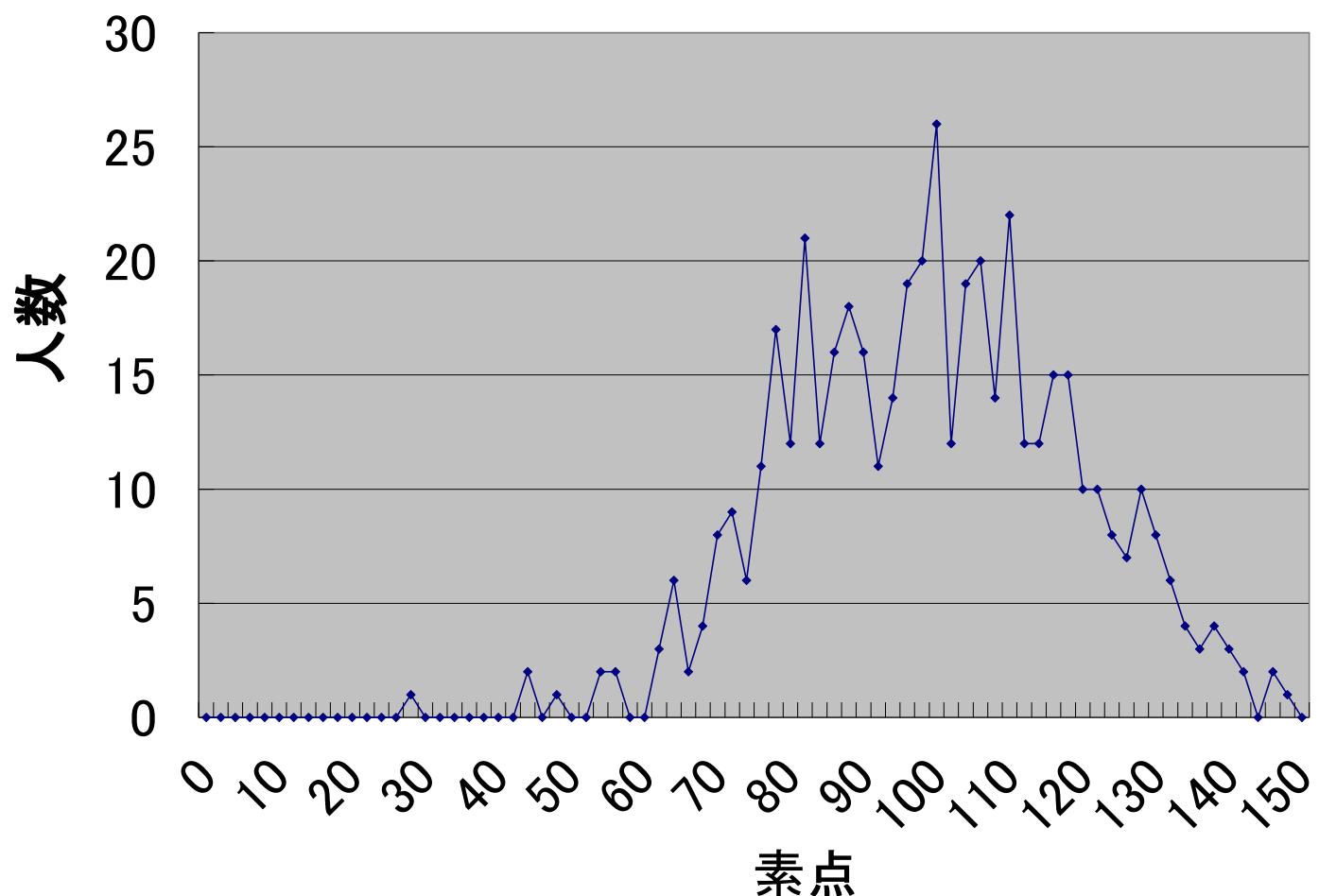
共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）成績分布表

科目名：民法

素 点	偏 差 値	人 数	累 計	割 合 (%)
150	76	0	0	0
148	75	1	1	0.2
146	74	2	3	0.6
144	73	0	3	0.6
142	72	2	5	1
140	71	3	8	1.7
138	70	4	12	2.5
136	69	3	15	3.1
134	68	4	19	4
132	67	6	25	5.2
130	66	8	33	6.9
128	65	10	43	9
126	64	7	50	10.5
124	63	8	58	12.1
122	62	10	68	14.2
120	61	10	78	16.3
118	60	15	93	19.5
116	59	15	108	22.6
114	57	12	120	25.1
112	56	12	132	27.6
110	55	22	154	32.2
108	54	14	168	35.1
106	53	20	188	39.3
104	52	19	207	43.3
102	51	12	219	45.8
100	50	26	245	51.3
98	49	20	265	55.4
96	48	19	284	59.4
94	47	14	298	62.3
92	46	11	309	64.6
90	45	16	325	68
88	44	18	343	71.8
86	43	16	359	75.1
84	42	12	371	77.6
82	41	21	392	82
80	40	12	404	84.5
78	39	17	421	88.1
76	38	11	432	90.4
74	37	6	438	91.6
72	36	9	447	93.5
70	35	8	455	95.2
68	34	4	459	96
66	33	2	461	96.4
64	32	6	467	97.7
62	31	3	470	98.3
60	30	0	470	98.3
58	29	0	470	98.3
56	28	2	472	98.7
54	27	2	474	99.2
52	26	0	474	99.2
50	25	0	474	99.2
48	24	1	475	99.4
46	23	0	475	99.4
44	22	2	477	99.8
42	21	0	477	99.8
40	20	0	477	99.8
38	19	0	477	99.8
36	18	0	477	99.8
34	17	0	477	99.8
32	16	0	477	99.8
30	15	0	477	99.8
28	13	1	478	100
26	12	0	478	100
24	11	0	478	100
22	10	0	478	100
20	9	0	478	100
18	8	0	478	100
16	7	0	478	100
14	6	0	478	100
12	5	0	478	100
10	4	0	478	100
8	3	0	478	100
6	2	0	478	100
4	1	0	478	100
2	0	0	478	100
0	1	0	478	100

人 数 478
平均点 99.36
標準偏差 19.54

科目名：民法



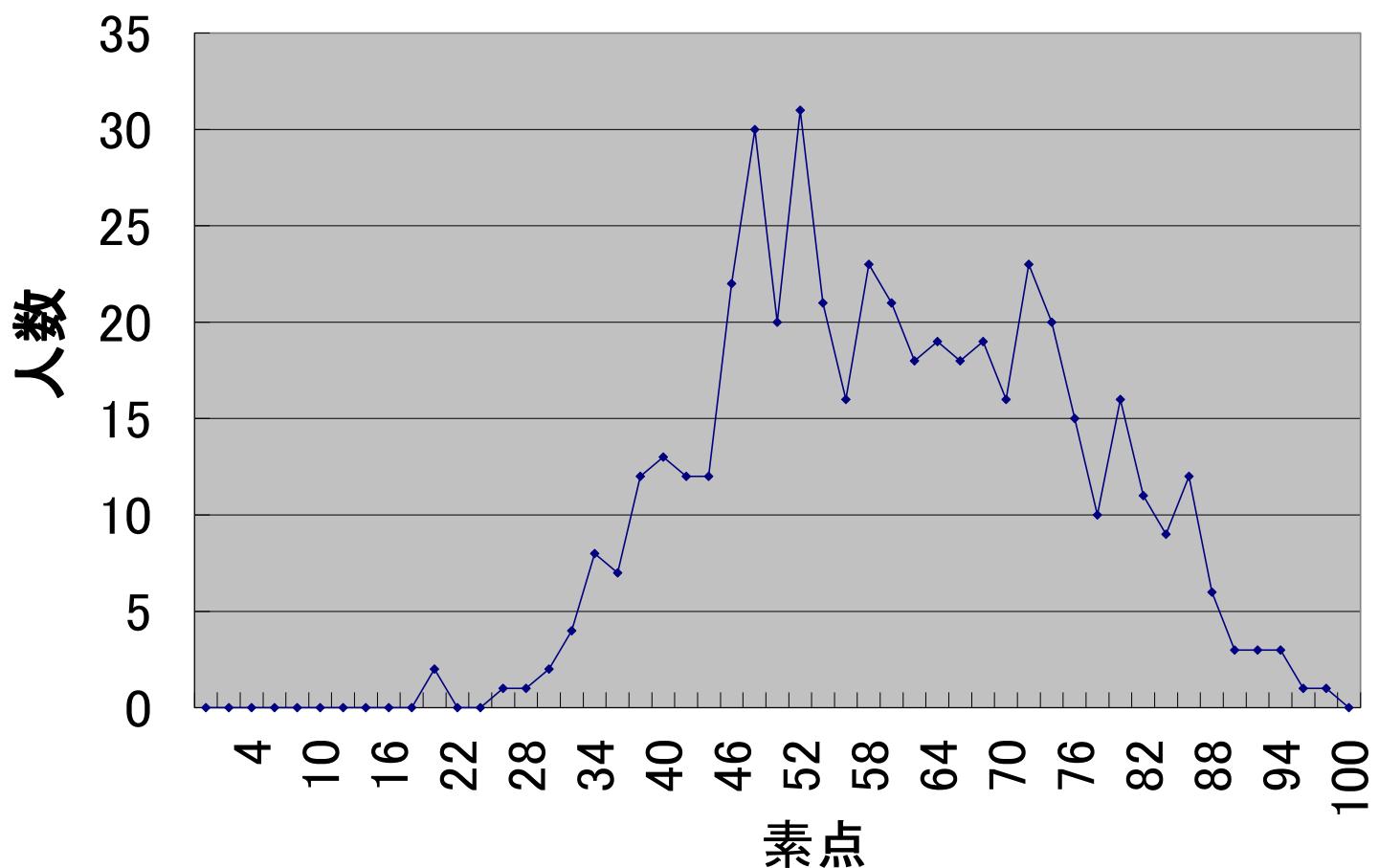
共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）成績分布表

科目名：刑法

素 点	偏 差 値	人 数	累 計	割 合 (%)
100	76	0	0	0
98	75	1	1	0.2
96	73	1	2	0.4
94	72	3	5	1
92	71	3	8	1.7
90	70	3	11	2.3
88	68	6	17	3.5
86	67	12	29	6
84	66	9	38	7.9
82	64	11	49	10.2
80	63	16	65	13.5
78	62	10	75	15.6
76	60	15	90	18.7
74	59	20	110	22.9
72	58	23	133	27.7
70	56	16	149	31
68	55	19	168	34.9
66	54	18	186	38.7
64	52	19	205	42.6
62	51	18	223	46.4
60	50	21	244	50.7
58	48	23	267	55.5
56	47	16	283	58.8
54	46	21	304	63.2
52	45	31	335	69.6
50	43	20	355	73.8
48	42	30	385	80
46	41	22	407	84.6
44	39	12	419	87.1
42	38	12	431	89.6
40	37	13	444	92.3
38	35	12	456	94.8
36	34	7	463	96.3
34	33	8	471	97.9
32	31	4	475	98.8
30	30	2	477	99.2
28	29	1	478	99.4
26	27	1	479	99.6
24	26	0	479	99.6
22	25	0	479	99.6
20	24	2	481	100
18	22	0	481	100
16	21	0	481	100
14	20	0	481	100
12	18	0	481	100
10	17	0	481	100
8	16	0	481	100
6	14	0	481	100
4	13	0	481	100
2	12	0	481	100
0	10	0	481	100

人 数 481
平均点 60.312
標準偏差 15.208

科目名：刑法



共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）成績分布表

科目名：合計

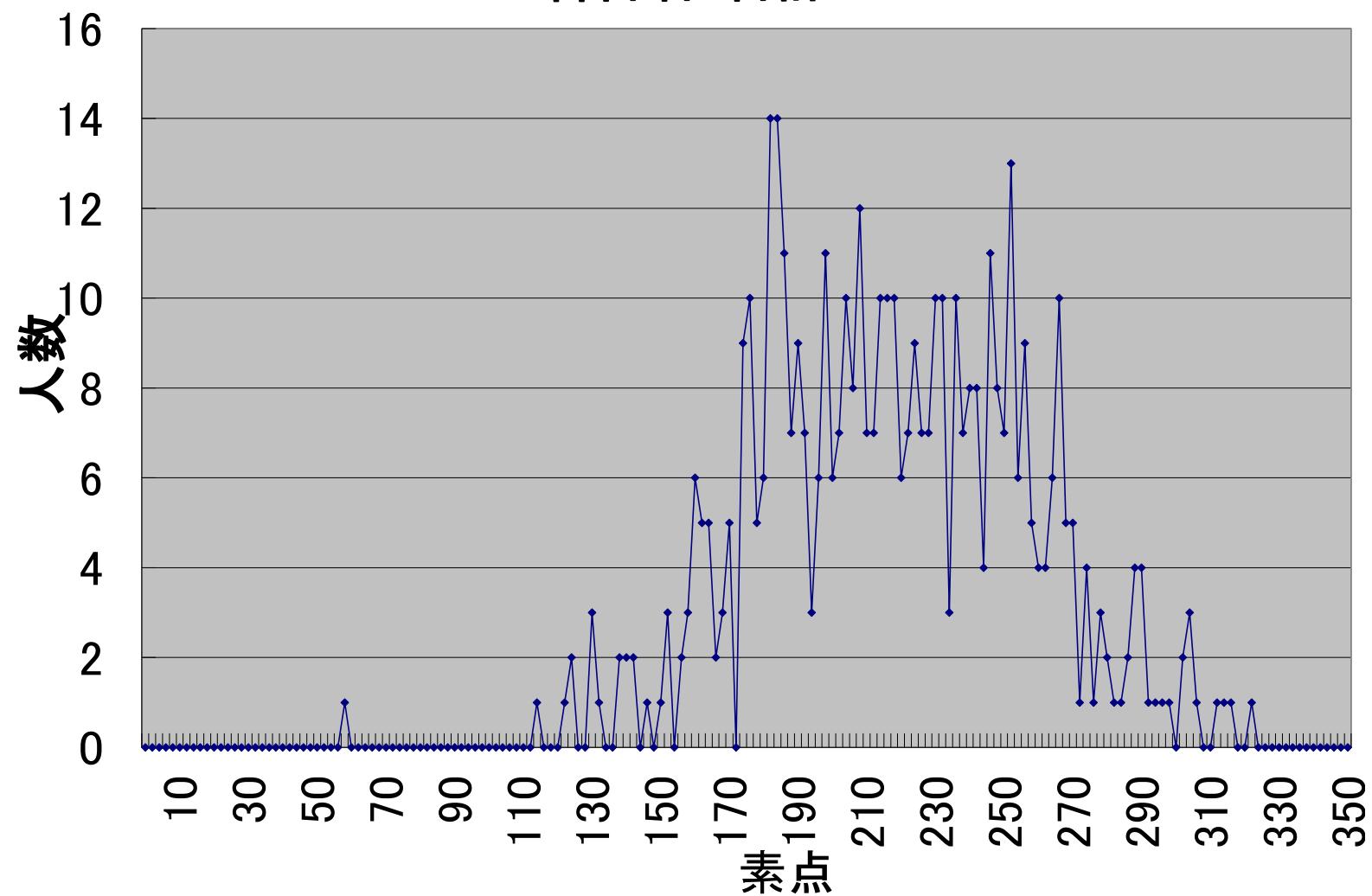
素点	偏 差 値	人 数	累 計	割 合 (%)
350	83	0	0	0
348	83	0	0	0
346	82	0	0	0
344	82	0	0	0
342	81	0	0	0
340	81	0	0	0
338	80	0	0	0
336	80	0	0	0
334	79	0	0	0
332	79	0	0	0
330	78	0	0	0
328	78	0	0	0
326	77	0	0	0
324	77	0	0	0
322	76	1	1	0.2
320	76	0	1	0.2
318	75	0	1	0.2
316	75	1	2	0.4
314	74	1	3	0.6
312	74	1	4	0.8
310	73	0	4	0.8
308	73	0	4	0.8
306	72	1	5	1.1
304	72	3	8	1.7
302	71	2	10	2.1
300	71	0	10	2.1
298	70	1	11	2.3
296	70	1	12	2.5
294	69	1	13	2.7
292	69	1	14	2.9
290	68	4	18	3.8
288	68	4	22	4.6
286	67	2	24	5
284	67	1	25	5.3
282	66	1	26	5.5
280	66	2	28	5.9
278	65	3	31	6.5
276	65	1	32	6.7
274	64	4	36	7.6
272	64	1	37	7.8
270	63	5	42	8.8
268	63	5	47	9.9
266	62	10	57	12
264	62	6	63	13.2
262	61	4	67	14.1
260	61	4	71	14.9
258	60	5	76	16
256	60	9	85	17.9
254	59	6	91	19.1
252	59	13	104	21.8
250	58	7	111	23.3
248	58	8	119	25
246	57	11	130	27.3
244	57	4	134	28.2
242	56	8	142	29.8
240	56	8	150	31.5
238	55	7	157	33
236	55	10	167	35.1
234	54	3	170	35.7
232	54	10	180	37.8
230	53	10	190	39.9
228	53	7	197	41.4
226	52	7	204	42.9
224	52	9	213	44.7
222	51	7	220	46.2
220	51	6	226	47.5
218	50	10	236	49.6
216	50	10	246	51.7
214	49	10	256	53.8
212	49	7	263	55.3
210	48	7	270	56.7
208	48	12	282	59.2
206	47	8	290	60.9
204	47	10	300	63
202	46	7	307	64.5
200	46	6	313	65.8
198	45	11	324	68.1
196	45	6	330	69.3
194	44	3	333	70
192	44	7	340	71.4
190	43	9	349	73.3
188	43	7	356	74.8
186	42	11	367	77.1
184	42	14	381	80
182	41	14	395	83
180	41	6	401	84.2
178	40	5	406	85.3
176	40	10	416	87.4
174	39	9	425	89.3
172	39	0	425	89.3
170	38	5	430	90.3
168	37	3	433	91
166	37	2	435	91.4
164	36	5	440	92.4

共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）成績分布表

162	36	5	445	93.5
160	35	6	451	94.7
158	35	3	454	95.4
156	34	2	456	95.8
154	34	0	456	95.8
152	33	3	459	96.4
150	33	1	460	96.6
148	32	0	460	96.6
146	32	1	461	96.8
144	31	0	461	96.8
142	31	2	463	97.3
140	30	2	465	97.7
138	30	2	467	98.1
136	29	0	467	98.1
134	29	0	467	98.1
132	28	1	468	98.3
130	28	3	471	98.9
128	27	0	471	98.9
126	27	0	471	98.9
124	26	2	473	99.4
122	26	1	474	99.6
120	25	0	474	99.6
118	25	0	474	99.6
116	24	0	474	99.6
114	24	1	475	99.8
112	23	0	475	99.8
110	23	0	475	99.8
108	22	0	475	99.8
106	22	0	475	99.8
104	21	0	475	99.8
102	21	0	475	99.8
100	20	0	475	99.8
98	20	0	475	99.8
96	19	0	475	99.8
94	19	0	475	99.8
92	18	0	475	99.8
90	18	0	475	99.8
88	17	0	475	99.8
86	17	0	475	99.8
84	16	0	475	99.8
82	16	0	475	99.8
80	15	0	475	99.8
78	15	0	475	99.8
76	14	0	475	99.8
74	14	0	475	99.8
72	13	0	475	99.8
70	13	0	475	99.8
68	12	0	475	99.8
66	12	0	475	99.8
64	11	0	475	99.8
62	11	0	475	99.8
60	10	0	475	99.8
58	10	1	476	100
56	9	0	476	100
54	9	0	476	100
52	8	0	476	100
50	8	0	476	100
48	7	0	476	100
46	7	0	476	100
44	6	0	476	100
42	6	0	476	100
40	5	0	476	100
38	5	0	476	100
36	4	0	476	100
34	4	0	476	100
32	3	0	476	100
30	3	0	476	100
28	2	0	476	100
26	2	0	476	100
24	1	0	476	100
22	1	0	476	100
20	0	0	476	100
18	0	0	476	100
16	1	0	476	100
14	1	0	476	100
12	2	0	476	100
10	2	0	476	100
8	3	0	476	100
6	3	0	476	100
4	4	0	476	100
2	4	0	476	100
0	5	0	476	100

人 数 476
 平均点 217.605
 標準偏差 39.64

科目名：合計



憲法

資料7

問題番号	正解番号	正答率
1	2	58.80
2	1	60.10
3	1	70.40
4	2	19.10
5	2	38.00
6	2	45.00
7	1	71.40
8	2	64.30
9	1	88.70
10	2	42.60
11	1	60.70
12	1	80.90
13	2	97.50
14	2	70.20
15	2	61.30
16	1	65.50
17	1	90.10
18	1	86.80
19	2	92.00
20	2	54.80
21	4	51.10
22	5	28.60
23	3	42.20
24	1	76.90
25	3	51.10
26	2	51.10
27	5	48.90
28	4	49.80
29	1	53.60
30	2	72.90

民 法

問題番号	正解番号	正答率
1	1	82.40
2	1	79.00
3	2	86.30
4	2	81.50
5	2	81.10
6	1	74.40
7	2	48.90
8	2	91.80
9	1	44.10
10	2	58.40
11	1	71.80
12	1	60.70
13	2	88.40
14	1	51.70
15	1	79.60
16	1	90.30
17	2	77.30
18	2	67.40
19	1	61.80
20	2	83.40
21	1	80.90
22	1	85.90
23	1	50.20
24	2	66.60
25	2	77.10
26	1	89.90
27	2	88.40
28	1	77.90
29	1	74.80
30	2	54.40
31	4	63.00
32	4	62.00
33	5	88.90
34	4	35.70
35	3	67.40
36	4	64.70
37	5	74.40
38	2	70.20
39	5	23.50
40	3	89.50
41	3	73.90
42	1	51.10
43	3	53.40
44	3	34.90
45	5	68.10

刑 法

問題番号	正解番号	正答率
1	1	50.80
2	2	97.50
3	1	89.70
4	2	27.90
5	2	93.10
6	2	26.50
7	2	80.90
8	1	79.80
9	1	32.80
10	1	47.70
11	2	93.70
12	2	51.70
13	2	71.60
14	2	62.40
15	1	80.00
16	2	85.70
17	1	71.80
18	1	53.20
19	2	66.20
20	2	67.60
21	5	47.30
22	5	82.60
23	3	71.40
24	3	29.80
25	3	39.90
26	2	54.00
27	5	48.30
28	4	73.30
29	1	69.10
30	4	45.80

憲法

資料8

問題	出題分野	基礎的A／やや発展的B	理解の確認A／思考力B	正答率	想定以上A／想定範囲内B／想定以下C
1	基本権の私人間効力	A	A	58.8	C
2	思想・良心の自由	A	A	60.1	B
3	信教の自由	A	A	70.4	B
4	思想・良心の自由及び表現	B	A	19.1	B
5	職業選択の自由	B	A	38	A
6	財産権	B	A	45	B
7	適正手続	A	B	71.4	B
8	生存権	A	A	64.3	B
9	教育を受ける権利	A	A	88.7	B
10	労働基本権	B	A	42.6	B
11	投票価値の平等	A	A	60.7	B
12	憲法改正	A	B	80.9	B
13	平和主義	A	A	97.5	A
14	国会の条約承認権	A	A	70.2	C
15	国政調査権	A	B	61.3	C
16	予算	A	A	65.5	B
17	内閣総理大臣の権限	A	A	90.1	B
18	裁判員制度の合憲性	A	A	86.8	A
19	司法権の観念	A	A	92	B
20	立法不作為の違憲審査	A	A	54.8	C
21	人権の享有主体	A	A	51.1	B
22	幸福追求権	B	A	28.6	B
23	平等	B	A	42.2	B
24	政教分離	A	A	76.9	B
25	検閲の意義	A	A	51.1	B
26	憲法の基本原理	A	A	51.1	B
27	議員の免責特権	B	A	48.9	C
28	議院内閣制・内閣	B	A	49.8	B
29	司法権	A	A	53.6	C
30	地方自治	A	A	72.9	B

民法

資料8

問題	出題分野	基礎的A／やや発展的B	理解の確認A／思考力B	正答率	想定以上A／想定範囲内B／想定以下C
1	民法総則(人)	A	A	82.4	B
2	民法総則(法人)	A	A	79.0	A
3	民法総則(意思表示)	A	A	86.3	B
4	民法総則(代理)	A	A	81.5	B
5	民法総則(時効)	A	A	81.1	B
6	民法総則(時効)	A	A	74.4	B
7	物権(占有権)	B	A	48.9	C
8	物権(所有権／共有)	A	A	91.8	B
9	物権(先取特権)	B	A	44.1	C
10	物権(質権)	A	A	58.4	C
11	物権(質権)	A	A	71.8	B
12	債権総論(債権の目的)	A	A	60.7	C
13	債権総論(債権者代位権)	A	A	88.4	B
14	債権総論(債権譲渡)	A	A	51.7	C
15	債権総論(弁済)	A	A	79.6	B
16	契約総論(契約の解除)	A	A	90.3	B
17	契約各論(請負)	A	A	77.3	B
18	契約各論(委任)	A	A	67.4	B
19	契約総論(契約の効力)	A	A	61.8	C
20	事務管理	A	A	83.4	B
21	不当利得	A	A	80.9	B
22	不法行為	A	A	85.9	B
23	不法行為	A	A	50.9	C
24	親族(総則)	A	A	66.6	B
25	親族(婚姻)	A	A	77.1	B
26	親族(親権)	A	A	89.9	B
27	相続(相続人)	A	A	88.4	B
28	相続(相続人)	A	A	73.9	B
29	相続(相続の効力)	A	A	77.9	B
30	相続(相続の効力)	A	A	54.4	C
31	民法総則(人)	A	A	63.0	B
32	民法総則(代理)	A	A	62.0	B
33	物権(総則)	A	A	88.9	A
34	物権(所有権)	B	A	35.7	B
35	物権(留置権)	A	A	67.4	B
36	物権(抵当権)	A	A	64.7	B
37	債権総論(保証)	A	A	74.4	B
38	契約各論(売買)	A	A	70.2	B
39	契約各論(賃貸借)	B	A	23.5	C
40	不法行為	A	A	89.5	A
41	不法行為	A	A	73.9	B
42	親族(親子)	A	A	51.1	C
43	親族(親子[養子])	A	A	53.4	C
44	相続(相続の効力)	B	A	34.9	C
45	相続(遺言)	A	A	68.1	B

刑法

資料8

設問番号	出題分野	出題の水準	問われる能力	正答率	想定との乖離
1	総論(基礎理論)	A	A	50.8	C
2	総論(因果関係)	A	B	97.5	A
3	総論(不作為)	A	A	89.7	A
4	総論(故意・錯誤)	B	A	27.9	C
5	総論(過失)	A	A	93.1	A
6	総論(違法性阻却)	B	A	26.5	C
7	総論(違法性阻却)	A	A	80.9	B
8	総論(責任阻却)	A	A	79.8	B
9	総論(責任阻却)	B	A	32.8	C
10	総論(未遂)	A	B	47.7	C
11	総論(未遂)	A	A	93.7	A
12	総論(共犯)	A	A	51.7	C
13	総論(罪数)	A	A	71.6	B
14	各論(個人的法益に対する罪)	A	A	62.4	C
15	各論(財産犯)	A	A	80	B
16	各論(財産犯)	A	A	85.7	B
17	各論(財産犯)	A	A	71.8	B
18	各論(財産犯)	A	A	53.2	C
19	各論(社会的法益に対する罪)	A	A	66.2	C
20	各論(国家的法益に対する罪)	B	A	67.6	B
21	総論(因果関係)	A	B	47.3	B
22	総論(故意・錯誤)	A	B	82.6	A
23	総論(違法性阻却)	A	B	71.4	B
24	総論(責任阻却)	B	A	29.8	C
25	総論(未遂・共犯)	B	A	39.9	C
26	総論(共犯)	A	B	54	B
27	各論(個人的法益に対する罪)	A	A	48.3	C
28	各論(個人的法益に対する罪)	A	A	73.3	B
29	各論(財産犯)	A	B	69.1	B
30	各論(財産犯)	B	A	45.8	B

* 各論(個人的法益に対する罪)は、個人的法益に対する罪のうち、財産犯以外の領域からの出題である。

A:基礎的な問題
B:やや発展的な問題

A:知識を問う問題
B:思考力を問う問題

A:想定をやや上回った。
B:おおむね想定通りである。
C:想定をやや下回った。